

(案)

新宿区みどりの基本計画（改定）

素案

新 宿 区

目次

第一章 計画の前提	1
1. 改定の目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の達成度	4
(1) 緑被の目標	4
(2) 公園の目標	5
(3) 区民のみどりに対する実感についての目標	5
(4) 主な施策の達成状況	6
4. 改定の視点	7
視点1 みどりや公園の多面的な活用による賑わいの創出	7
視点2 見えるみどりの創出	8
視点3 生物多様性の展開	9
視点4 魅力ある身近な公園の確保・充実	10
5. 計画の構成	11
第二章 基本計画	12
1. 計画の理念	13
2. 計画の期間	13
3. 計画の目標	14
(1) 緑被率の目標	14
(2) みどり率の目標	14
(3) 公園の目標	14
(4) 区民のみどりに対する実感についての目標	15
(5) 緑視率の目標	15
4. 基本方針	16
5. 配置方針	17
(1) 4つの配置方針	17
(2) エコロジカルネットワーク	24
6. 行動方針	29
(1) 施策の体系	29
(2) リーディングプロジェクト	31
第三章 施策の展開	33
1. 個別施策の展開	34
(1) 多様な主体との連携	34
(2) 個別施策の展開例	35
2. 地域別の展開	49
(1) 四谷地域	50
(2) 笹筥・榎地域	52
(3) 若松・大久保・柏木地域	54
(4) 戸塚地域	56
(5) 落合地域	58
(6) 新宿駅周辺地域	60

第一章 計画の前提



モア4番街



新宿御苑



おとめ山公園



甘泉園公園



神田川



早稲田通り

※平成 29 年度に撮影された新宿区みどり 30 選です。

1. 改定の目的

1) これまでの経緯

新宿区は、平成元年 3 月に最初のみどりの基本計画である「新宿いきいきみどりプラン」を策定し、その後平成 10 年 9 月の改定を経て、前回の平成 21 年 2 月の改定では、「新宿区基本構想」に掲げる、「持続可能な都市と環境を創造するまち」「まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち」の実現のため、新宿の持つ貴重な水辺やみどりの保全・再生・整備を図り、次の世代にも引継いでいくものとして、「みどりとうるおいのある持続可能な都市“新宿”の実現をめざして」を理念としました。

2) 改定の背景

最初のみどりの基本計画の策定から約 30 年が過ぎた今日、みどりを取り巻く状況は大きく変化しました。平成 29 年 5 月の都市公園法の改正では、公民連携など公園の再生・活性化のための手法がより具体化し、同時に行われた都市緑地法の改正では、多様な主体による市民緑地の整備制度が拡充されるとともに、公園の管理の方針についてみどりの基本計画に記載することとなりました。新しい新宿区都市マスタープランでも、公園での多様で魅力的なイベントの開催や民間活力を活用したみどりあふれる空間づくりなど「公園を活かした賑わいづくり」が追加されました。

また、これまでの主たる評価基準である、上空からみどりの状況を見た「緑被率」だけでは、実際の都市緑化の状況を評価できないといった問題も出てきました。

さらに、地球規模での環境問題への関心が高まるなか、生物多様性の保全や自然の恵みの持続可能な利用を求める「生物多様性国家戦略 2012－2020」の策定、国連において示された持続可能な開発のための目標（SDGs）を反映した、国の第 5 次環境基本計画の策定が進むなどの大きな動きもあります。

今回の改定は、これまでの基本的な考え方は継承しつつも、こうした背景に対応する改定を行いました。

3) 目的

3 回目となる今回の改定は、区民の様々なライフスタイルやライフステージへの対応、安全で健康なまちづくりへの寄与、文化や観光との連携など、みどりや公園が活躍する場をさらに広げるとともに、これまでの緑地の保全及び緑化の推進をより実効性の高い計画とするために行うものです。



SDGs とは？

2030 年に向けた、人間、地球、繁栄、平和及び連携のための行動計画で、経済、社会、環境のバランスのとれた持続可能な開発のための 17 の大目標と 169 の個別目標からなっています。みどりの基本計画とは 6、11、12、14、15、17 の大目標が特に関連しています。



2. 計画の位置づけ

この「みどりの基本計画」は、まちづくりにおいてみどりが果たす役割を総合的に推進するための計画です。新宿区みどりの条例第6条に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」であるとともに、都市緑地法に基づく法定計画であり、同時に今回の計画は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」の性格もあわせ持っています。

また、「新宿区都市マスタープラン」の個別計画であり、環境、まちづくり、景観、防災、教育、観光などの各政策分野と連携を図りながら、みどりの施策を実施していくための基本となる計画です。

なお、「新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針（平成22年3月策定）」については、都市緑地法の改正によって、これまでの都市公園の整備の方針に加え、管理の方針についても「みどりの基本計画」にて定めることとなり、本計画が公園の整備及び管理に関する総合的な計画に位置付けられたことから、本計画に統合しました。

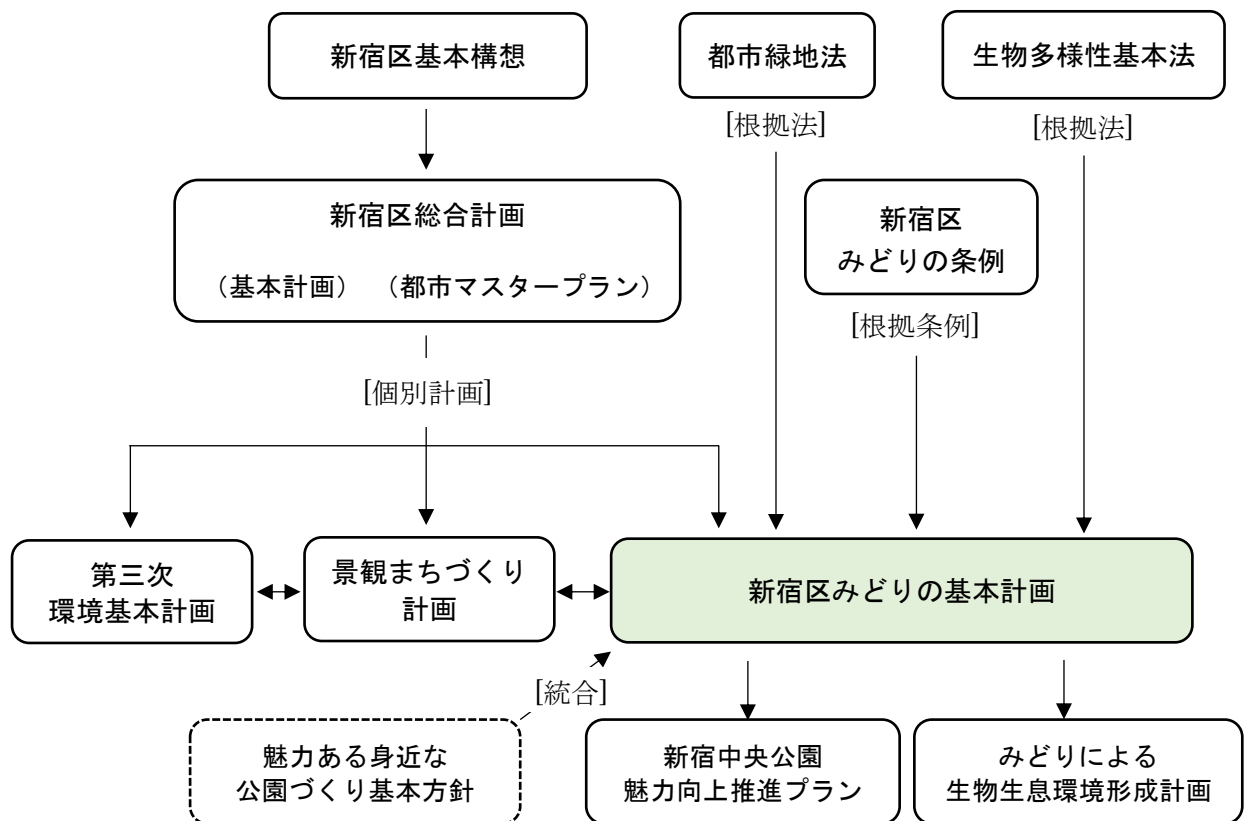


図1-1 「新宿区みどりの基本計画」の位置づけ

この計画で「みどり」とは？

- ・ 樹木、草花などの植物
- ・ 昆虫、野鳥、小動物などの生き物
- ・ その生育に必要な土、大気、水など
- ・ 緑地、水辺、公園など

これら自然のものにより構成される環境のことをいいます。

*植物のみどりは「緑」と表示します。

3. 計画の達成度

これまでの計画の当面の計画期間（平成 20 年度より 10 年間）における、目標の達成度は以下のとおりです。

（１）緑被の目標

当初：17.47% 目標：緑被率 1%増（18.47%） 実績：0.01%増（17.48%）

平成 17 年から平成 22 年までの 5 年間に 0.40%増加しましたが、平成 27 年までの 5 年間では 0.39%減少となり、10 年間ではほとんど変化しませんでした。公共的な施設での増加を民有地での減少が相殺した形となっています。

緑被面積では以下のように屋上緑化、草地はそれぞれ 5.13ha、12.79ha 増加しましたが、樹木・樹林地がマイナス 17.6ha と大きく減少しました。

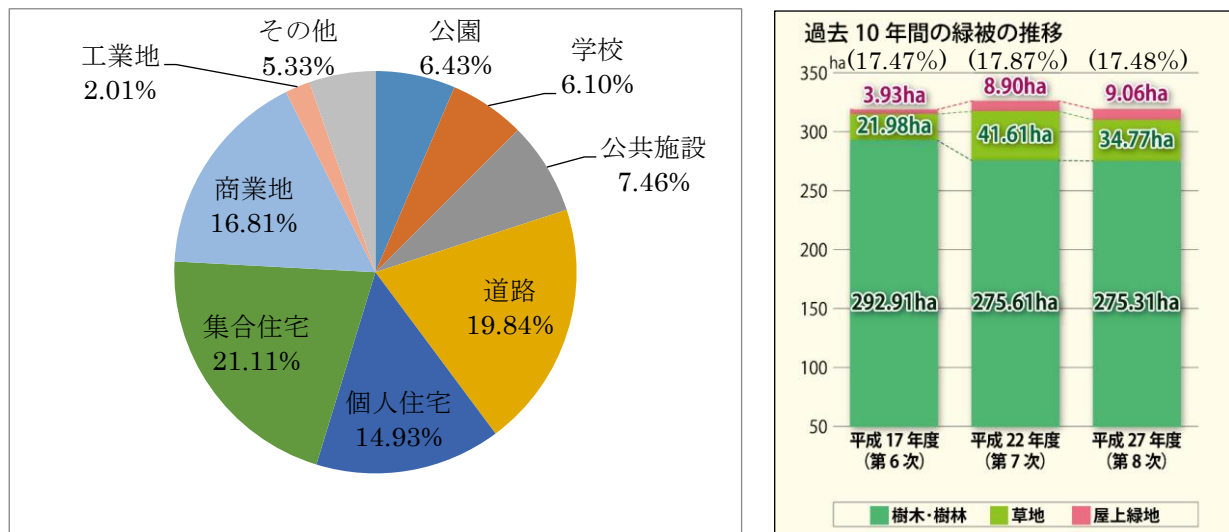


図 1-2 土地用途別区面積に対する緑地の割合と緑被の推移

10 年間の土地用途別の区全体に対する緑被率の増減は次のとおりです。

表 1-1 土地用途別の緑被率の増減

土地用途	緑被率	増減	主な理由
公園	6.43%	+0.02	公園整備の進展
学校	6.1%	+0.68	屋上緑化や校庭芝生化などの学校緑化への取り組み及び既存樹木の樹冠の生長
公共施設	7.46%	+0.85	都営住宅や防衛省などの大規模施設での既存樹木の樹冠の生長
道路	19.84%	+0.95	山手通りや明治通り、補助 72 号線など主に都市計画道路の整備の進展に伴う増加
住宅・事業所等民有地	60.19%	-2.48	規模の小さい建築計画での樹木の減少及び建築計画による草地の減少

(2) 公園の目標

当初：119.3ha（H20.4） 目標：2ha 増 実績：1.2ha 増（H27.4）

1) 公園面積の達成度

10 年間で、用地買収や開発等により新たに 1.8ha の公園を確保しましたが、道路予定地であった公園の廃止等により 0.6ha 減少したため、2ha 増の目標に対し、1.2ha の増加に止まりました。

2) その他の達成度

区面積に対する割合は 6.54%で 0.07%増えましたが、区民一人当たりの公園面積の割合は、3.9 m²の目標に対し、人口の増加もあり 3.59 m²と 0.23 m²減少しました。

(3) 区民のみどりに対する実感についての目標

区民意識調査による区民のみどりに対する実感については、「新宿区全体のみどりや花があると感じる区民の割合」や「ご自宅周辺のみどりや花があると感じる区民の割合」では、70%以上とする目標に対し、それぞれ 1.7%減少、1.4%増加とあまり変化せず目標には達しませんでした。「ご自宅周辺での昆虫や野鳥などの生き物がいると感じる区民の割合」は、40%以上とする目標に対し 6.2%増加と大きく増え、概ね目標を達成しました。

表 1－2 区民意識調査結果の比較（平成 19 年度、平成 28 年度）

指 標	平成 19 年	目 標	平成 28 年	増減
新宿区全体のみどりや花があると感じる区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	64.1%	70%以上	62.4%	－1.7
ご自宅周辺のみどりや花があると感じる区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	63.2%	70%以上	64.6%	＋1.4
ご自宅周辺での昆虫や野鳥などの生き物がいると感じる区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	32.9%	40%以上	39.1%	＋6.2

(4) 主な施策の達成状況

1) 地域の貴重なみどりを守る

- ・保護樹木・樹林については、移植の際の支援制度の制定や樹林の落ち葉回収を開始し支援の拡大を図りました。
- ・新たに特別保護樹木制度の制定と指定を行いました。
- ・「区民ふれあいの森」を整備しました。
- ・外濠の活用では菜の花の播種を行いました。
- ・落合地域の樹木保護施策については、新たな制度の導入には至りませんでした。
- ・宮田橋公園とこれにつながる河川管理通路を神田川河川公園とする都市計画の変更を行いました。
- ・神田川ふれあいコーナーや親水テラスを整備し、講座の実施や一般開放などの活用を図りました。

2) 新たなみどりを増やす

- ・公共施設の緑化では、緑化計画書制度を活用して一部で基準以上の緑化を行いました。また、バス停の緑化や神田川の護岸緑化を推進しました。
- ・新たに「内藤町けやき公園」を整備しました。
- ・「みどりの推進モデル地区」及び「屋上緑化推進モデル地区」の指定を行い、緑化の推進を図りました。

3) 新宿ならではの特色あるみどりをつくる

- ・屋上緑化助成制度を導入しました。
- ・みどりのカーテンを推進しました。
- ・道路整備に合わせた街路樹の植栽や管理方針に基づいた維持管理を行いました。
- ・「魅力ある身近な公園づくり基本方針」を策定しました。
- ・東戸山小学校とみなみもと町公園に地域拠点ビオトープを設置しました。
- ・「玉川上水を偲ぶ流れ」を整備しました。

4) みどりの啓発としくみづくり

- ・東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」と連携した質の高い公開空地の誘導を行いました。
- ・東京都と「緑確保の総合的な方針」を策定し、緑地の保全に努めました。
- ・新宿中央公園に指定管理者制度を導入し、管理の効率化と多彩な運営により利用者の利便性向上を図りました。
- ・新宿区造園防災協力会と災害時の協力関係について協定を締結しました。

4. 改定の視点

今回の改定の当たっては、4つの視点について明記し、施策を進めていきます。

視点1 みどりの多面的な活用による賑わいの創出

1) 現状と課題

ライフスタイルや価値観の多様化にともない、賑わいや交流、都市景観といった、人々のみどりに求めるニーズも変化してきています。また、外国人観光客は年々増加しており、平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、今後も賑わいや憩いなど様々な楽しみ方を求めて新宿のまちを訪れる来街者がさらに増加することが予想されます。

このように多様化・高度化するニーズに対応するために、都市のみどりの多面的な活用が求められているとともに、その推進にあたっては、区だけでなく、区民、企業、NPOなど多様な主体と連携し協力していくことが必要になります。

公園においては、民間活力の活用、利用基準や利用ルールの見直しなど、地域特性に応じた公園の活用を展開し、公園を柔軟に使いこなすことが必要です。

また、丹精込めた自宅の庭や、企業、大学、病院などが管理する緑地など、民間の良好なみどりの活用を図っていくことも必要です。

事例1



新宿中央公園でのイベント
(イブニングバー)

事例2



新宿クリエイターズ・フェスタ
(こどもアートライブペインティング)

2) 視点への対応の方向性

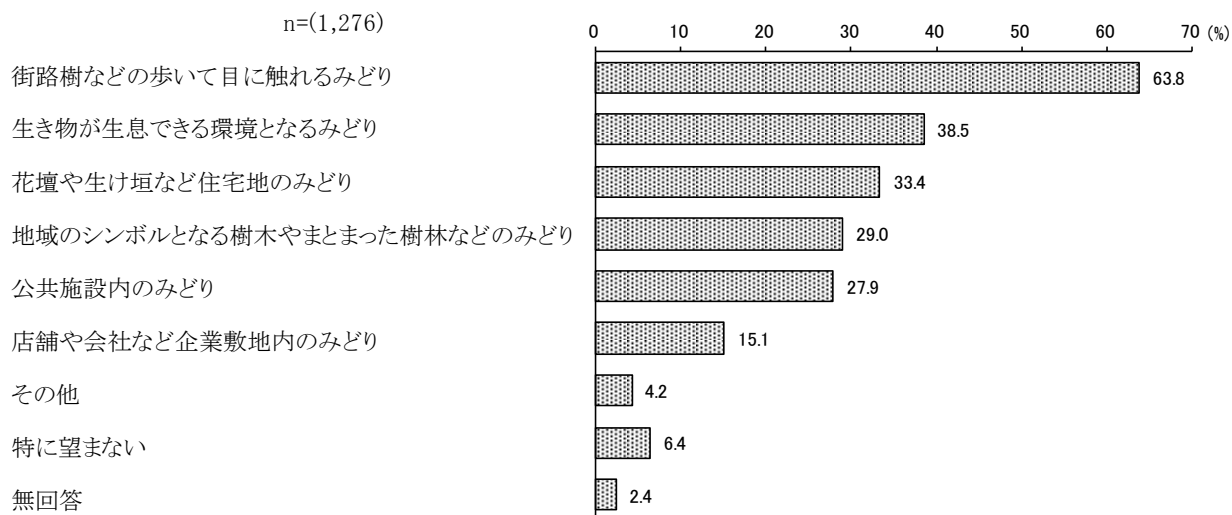
現在あるみどりのストックを最大限活かし、使いこなしていくため、「みどりを活用する」を新たに基本方針として位置づけて施策を展開していきます。

視点2 見える緑の創出

1) 現状と課題

区民の生活空間の中で、歩きながら目に見えて、生活に潤いを与えている緑があります。そして、緑の確保が厳しい商店街などでも、建物の壁面緑化、駐車場緑化、プランターなどによって、商店街の環境を改善しようとする取り組みも始まっています。区民意識調査の結果でも以下のように歩いて目に触れるみどりの充実への要望が最も多くなっています。

表1-2 充実を望むみどりの種類（区民意識調査の結果、平成28年度）



※見える緑の例



これまで、緑を図る指標としては面的な緑を捉えた「緑被率」を用いてきましたが、市街化の進んだ新宿では、面的な緑化が困難でありなかなか増やすことができていません。一方で、接道部の植込みや壁面緑化は年々増加を続けていますが、こうした緑は緑被率では測れず、街を歩く人たちに快適な景観を提供するためのこの「見える緑」に対する価値の評価が必要となっています。

2) 視点への対応の方向性

目標の一つとして、新たに目に見える緑を図る「緑視率」を導入し、施策を展開していきます。

視点3 生物多様性の展開

1) 現状と課題

昼間人口 80 万人近くを擁する本区は、水や食料やエネルギーだけではなく、さまざまな自然の恵み（生態系サービス）の巨大な受け手です。私たちの活動は自然に対して大きな影響を持つものであることから、暮らしや事業活動には生物多様性に配慮したライフスタイルが求められています。また、生活に欠かせないこの自然の恵みがどこから来ているのかに思いを巡らすことも必要です。

自然の減りつつある新宿区ですが、平成 28 年度の生き物調査ではハヤブサ、カワセミなどの絶滅危惧種や 20 年前の調査では確認されなかったタヌキが確認され、自然の回復する様子もうかがえます。一方で、国外からや国内の温かい地域からの多くの外来生物の存在も確認されています。

生物多様性とは

私たちは、水や空気、食料などの清浄な自然がないと生きていくことができません。その自然は、山、里、海、空、森、干潟、農地、川などの多彩な環境と、それぞれの環境の中で生きている多くの生き物が、つながり、支えあい、バランスを保つことで成り立っています。

この多くの環境や、私たち人間も含めた生き物のつながりを生物多様性といいます。

身近な自然の恵み（生態系サービス）の例

供給サービス	調整サービス	生息・生育地サービス	文化的サービス
生活に重要な資源	暮らしの安全	生き物の基盤の確保	安らぎや豊かの恩恵
・空気、水、食べ物 ・燃料、紙、天然繊維 ・医薬品、化粧品 ・ペット、観葉植物	・ヒートアイランドの緩和 ・都市型水害の緩和 ・CO ₂ の固定	・神田川のアユ ・江戸野菜（内藤ミョウガ、成子ウリ等） ・落合のホタル	・自然地への観光 ・桜の花見、紅葉狩り ・文学、音楽、デザイン等へのインスピレーション

一方で、生物多様性への認知度はまだ 16.7%と低く、自然の恵みの価値に対する意識は低下している（「環境問題に関する世論調査」、平成 26 年度、環境省）ことから、生物多様性への理解の不足が課題となっています。また、新宿区の限られた環境の中での理解を深めるための自然体験の場や機会の不足も課題です。

外来生物では、特にハクビシンやアライグマ、セアカゴケグモやヒアリ、クビアカツヤカミキリやツマアカスズメバチなど人や環境に大きく影響を及ぼす種への対策の未整備が課題となっています。

2) 視点への対応の方向性

施策の各分野に生物多様性の視点を組み込みます。

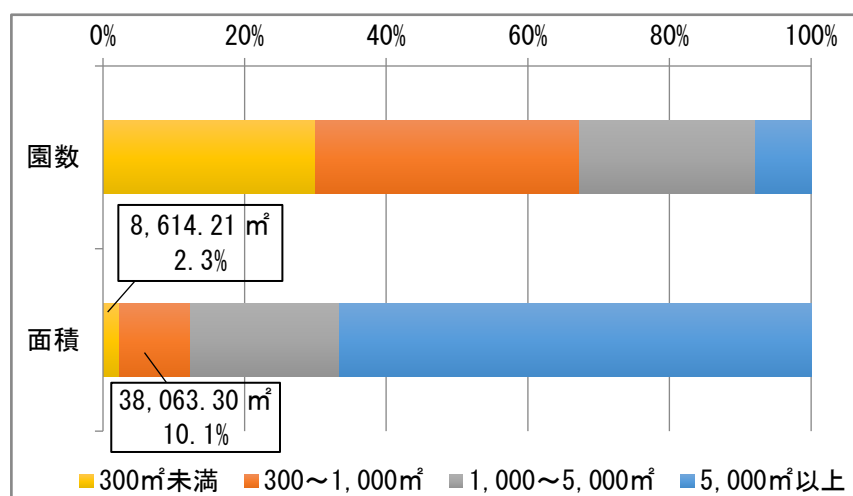
視点4 魅力ある身近な公園の確保・充実

1) 現状と課題

本区の公園は、約117ha、3.46㎡/人（平成29年4月1日現在）で、必ずしも公園が充足した状況にあるとは言えません。一方、区内は土地利用が高度化しており、新たな公園用地を取得することがなかなか困難な状況にあります。

こうした状況の中、今後もできる限り公園の確保に努めていく一方、新宿ならではの活発な都市開発などの動きに併せて新たに設置されるオープンスペースを公園的な空間として活用していくことが必要です。

また、本区の区立公園は、1,000㎡未満の小規模な公園が3分の2を占めています。そこで、小規模な公園を中心に、その公園が地域で果たす役割を明確化し、個々の公園の個性や特色を高めていくとともに、近接する公園同士で公園機能の分担を図ることが必要です。



公園の確保や機能向上を図る一方、公園を誰もが安全かつ安心して利用できる場所にしていくことも大変重要です。そこで、ユニバーサルデザインの推進や、老朽化している施設の計画的な更新が必要となります。

2) 視点への対応の方向性

施策の各分野に公園及び公園的な空間の確保や公園機能の向上、施設の更新の視点を組み込みます。



老朽化した新宿中央公園複合遊具
(平成29年1月に撤去)



なんど児童遊園(平成30年度改修予定)

5. 計画の構成

この計画の構成は次の通りです。



第二章 基本計画



アイ・ガーデン



京王スカイガーデン



Q-COURT



アイ・ガーデン



モザイク通り



京王スカイガーデン



アイ・ガーデン



Q-COURT

※新宿区内の屋上庭園で撮影された写真です。

1. 計画の理念

<理 念>

潤いと風格のあるみどりで賑わう持続可能な都市“新宿”をめざします。

これまでの理念を引き継ぎつつ、オープンスペースの多面的な活用への要求と、新宿区都市マスタープランにおいて将来の都市像としている「暮らしと賑わいの交流創造都市」を受け、“賑わい”というキーワードを取り入れました。

理念の達成イメージとしては、「多様な美しい自然との出会い、ふれあい」「都市生活を豊かにする風格のある新宿らしいみどり」「やすらぎと活力、賑わい」です。

<理念のイメージ>

多様な美しい自然との出会い、ふれあい 都市生活を豊かにする風格のある新宿らしいみどり



やすらぎと活力、賑わい



2. 計画の期間

(1) 当面の目標の計画期間

平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間を当面の目標の計画期間とします。

(2) 将来の目標の想定期間

21 世紀後半を将来の目標の想定期間とします。

3. 計画の目標

計画の目標を次のとおり設定します。

(1) 緑被率の目標

【現在の緑被率 17.48%】

◇当面の目標 10年間で緑被率を1%アップします。

◇将来の目標 区全体の緑被率を25%にします。

今後は、公園、学校、道路、河川などの公共空間のみどりをより一層増やしていくとともに民有地のみどりの減少を抑えることによって、今後10年間で緑被率1%（18.2ha）のアップをめざします。

(2) みどり率の目標

【現在のみどり率 19.94%】

◇当面の目標 10年間でみどり率を1%アップします。

◇将来の目標 区全体のみどり率を27%にします。

「みどり率」とは、「緑被率」に「公園内の緑で被われていない面積の割合」と「河川等の水面が占める割合」を加えたもので、東京都が用いている指標です。

(3) 公園の目標

【現在の公園面積117.61ha】（区全体の6.45%、区民一人当たり3.46㎡）

・平成29年4月1日現在の公園面積、同時点の住民登録人口（339,339人）

◇当面の目標 10年間で新たに2haの公園面積を確保します。

（区民一人当たり公園面積3.44㎡）

※想定人口 347,511人（平成37年推計）

◇将来の目標 公園等の面積を区全体の8%（145.76ha）にします。

（区民一人当たり公園面積5㎡）

※2015年国勢調査に基づく新宿区将来人口推計（速報版）（H29.9 新宿区自治総合研究所）

当面の目標は、区立公園と都立公園（改修中の明治公園を除きます。）等の確保目標量、そして将来の目標については、この他に公園的な空間も含めます。

・公園的な空間：公園以外の公共空地（遊歩道、運動広場等）、一時開放地、民間が設置する公開性のある空地などのことで、これらを公園に準ずる機能を持つものと位置づけ確保を図ります。

(4) 区民のみどりに対する実感についての目標

「新宿区区民意識調査」の結果を用いて目標を以下のように設定します。

表 2-3 区民のみどりに対する実感についての目標

指 標	平成 28 年	当面の目標
・新宿区全体の緑や花が《あると感じる》区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	62.4%	70%
・ご自宅周辺の緑や花が《あると感じる》区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	64.6%	70%
・ご自宅周辺でのチョウやトンボ、野鳥などの生き物が 《いると感じる》区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	39.1%	50%

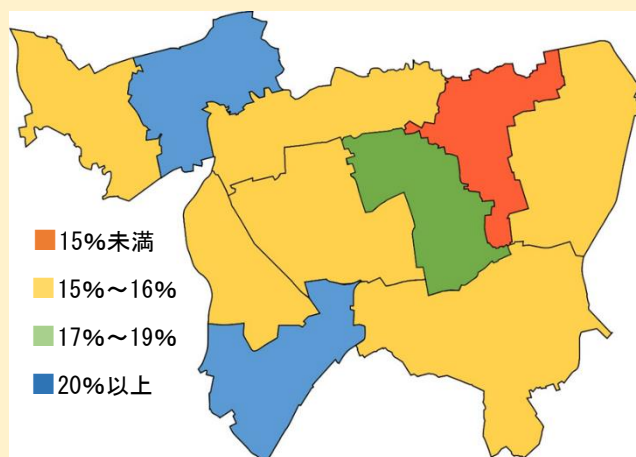
(5) 緑視率の目標

【現在の緑視率 18.2%】

- ◇当面の目標 緑視率を 20% にします。
- ◇将来の目標 緑視率を 25% にします。

人が立って目に見える緑の割合を「緑視率※」と言い、日常生活の実感として捉えられます。ビルや住宅、商業施設等が密集している都心部である新宿をより魅力的なまちとしていくために、この人々が歩く目線から緑を評価する「緑視率」を新たな指標として設定します。

平成 28 年度の調査結果では、区内の緑視率は 18.2% でした。これから 1.8% アップを目指し、緑視率 20% を目標として設定します。



平成 28 年度の緑視率調査結果



緑視率約 5%



緑視率約 39%

※緑視率

人の目から見える緑の割合。

新宿区では立った位置（地上 1.5m）で撮影した、写真の中に占める緑の割合として算出しています。

4. 基本方針

計画の理念と目標を実現するための施策の方向性を示す5つの基本方針を定めます。

I 地域の貴重なみどりを守る

減少しつつある樹木・樹林を区民・事業者と協力し、これらのみどりが将来にわたって残るように努めます。また、生物多様性の保全を図るとともに、樹林や水辺など豊かな自然が残る公共空間では、自然性の保持をすすめます。



保護樹林（新宿6丁目）

II 新たなみどりを増やす

公共施設の緑化、公園の確保をはじめ、住宅地や商業地といった民有地でもみどりを増やしていくための方策をすすめていきます。さらに、「緑視率」の指標を取り入れ、道路の植え込みや壁面緑化などの人の目に見えるみどりを増やしていきます。



公共施設緑化（せせらぎの里）

III 特色ある美しいみどりをつくる

西新宿の高層ビル街、新宿駅周辺の繁華街の他にも、神楽坂のような江戸情緒のある街並みや閑静な住宅街などそれぞれの地域特性を踏まえて、そのまちにふさわしい「特色のある美しいみどり」やビオトープづくりをすすめます。



花のカゴ（新宿3丁目）

IV みどりを活用する

人々のライフスタイルや価値観の多様化に伴う様々なニーズに応じていくために、公園や緑地、水辺の活用をすすめ、生物多様性の充実を図りながら、みどりの魅力や価値を高めていきます。



園児の公園利用（おとめ山公園）

V みどりの啓発としくみづくり

様々な手法による緑化や生物多様性の普及と推進、及び安心して利用できる公園の整備と管理をすすめるための、制度やしくみの充実、情報発信を進めていきます。



みどりの協定（上落合）

5. 配置方針

計画の理念と目標の具体的な実現のため、みどりの配置について 4 つの配置方針を定め、これを具体的に地図上に表した「みどりの配置方針図」を示します。また、これを生物多様性の視点からみた「エコロジカルネットワーク」を示します。

(1) 4 つの配置方針

I みどりの骨格の形成

都市に潤いを与える水辺やみどりのつながりである「環（わ）」を保全・強化し、本区のみどりの骨格を形成するとともに、区の枠を超えた広域的なみどりの広がりをつくっていきます。

1) 「水とみどりの環」

本区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺や、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環（わ）」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる空間、さらに、地域の人々や訪れる人々が、憩い回遊できる連続した空間を形成します。



神田川沿いのみどり（高田馬場）

2) 「七つの都市の森」

新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全と拡充を進め、住む人、働く人、訪れる人などが豊かなみどりを感じながらやすらぐことができる空間を形成します。また、賑わい空間の形成や防災機能を充実させ、生物多様性等に配慮したみどりのネットワークの形成を進めます。



七つの都市の森（戸山公園）

3) 「風のみち（みどりの回廊）」

明治通りと新宿通りから中央通りを「風のみち」と位置づけ、緑陰のある街路樹の整備や、沿道建築物の緑化をすすめます。そうしたみどりと身近な地域のみどりをつなげ、「水とみどりの環」や「七つの都市の森」とを結びさわやかな風を導く、厚みと広がりをもった、みどり豊かな都市空間を形成します。



明治通りの街路樹（新宿 2 丁目）

Ⅱ みどりの軸の形成

新宿区都市マスタープランで「緑陰豊かな街路」に位置づけられた路線を「みどりの軸」と位置づけ、①緑量のある街路樹の整備や管理、②沿道建築物の緑化をすすめる、道路空間のみどりを広げ、都市にみどりの軸をつくります。また、「将来の都市構造」における賑わいや生活の拠点となる心（しん）とのネットワークを進めます。



緑量のある街路樹（早大通り）

Ⅲ みどりのモデル地区の指定

新宿区みどりの条例第24条のみどりのモデル地区を指定し、みどりの保護と育成をすすめます。

なお、都市緑地法第4条第2項第8号の「緑化重点地区（重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区）」は区全域を指定します。

1) みどりの保全モデル地区

みどり豊かな住宅地が多くを占め、開発等による緑被の減少が多い落合地域を中心に、みどりの保全モデル地区を指定し、今あるみどりの保全をすすめます。



2) みどりの推進モデル地区

緑被率が低い榎、簗笥地域を中心に、みどりの推進モデル地区を指定し、緑化を推進します。



3) 屋上緑化等推進モデル地区

建ぺい率、容積率が高く、中高層の耐火建築物が多い新宿駅周辺地域を中心に、屋上緑化等推進モデル地区を指定し、積極的に屋上緑化、壁面緑化を推進します。なお、モデル地区は、公園型、ビオトープ型、農園型などに分類して設定し、屋上緑化の多様化と活用を推進します。



4) 緑視モデル地区

緑視率が低い地域や交差点などをモデル地区として指定し、目に見えるみどりの増やし方やその効果を普及啓発することで、区内での緑視率向上を推進します。



Ⅳ 身近なみどりの確保・充実

建物の壁面緑化や新宿区独自の市民緑地制度など、新宿区ならではの多様なみどりの創出を進め、身近なみどりの拡充を図っていきます。

また、地域に密着した身近な公園について、量と質の両面から充足させていくため、新たな公園の確保、既存公園の機能充実を進めていきます。

なお、公園の確保・充実に関する具体的な方針は次の通りです。

1) 身近な公園の確保

身近な範囲に公園を充足させていくため、公園配置の最小単位として、幹線道路や鉄道で区切られた区域ごとに区内を52の地区に分けました。

そのうえで、公園の利用域(※)が各地区の区域に占める割合に基づき、各地区ごとの公園の充足状況を評価し、公園が不足している地区及びその周辺部を「公園整備を促進するエリア」として、公園を優先的に整備していきます。

また、その他の地区においても、小規模な公園等の使いやすさや安全性の向上など、公園の機能や効用を高めていくため、公園の整備を進めていきます。

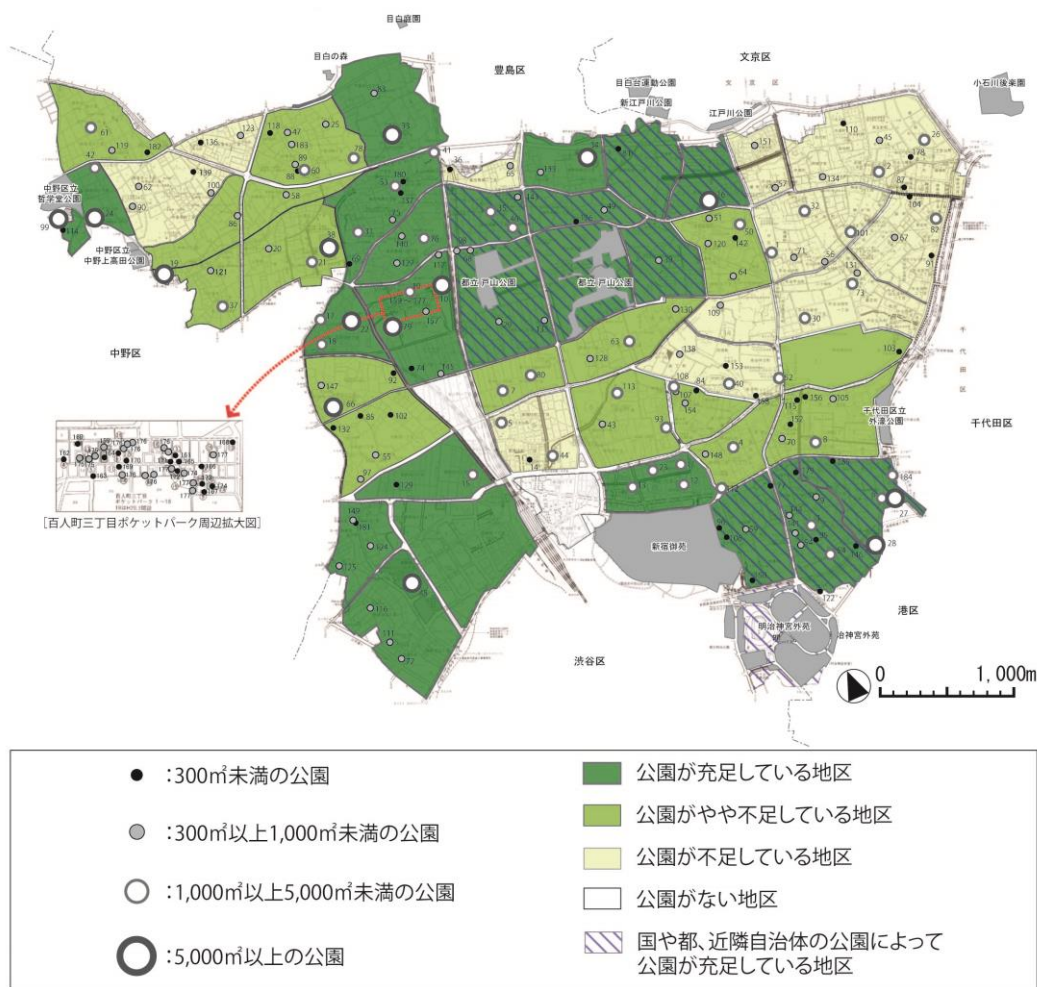


図 2-1 公園の充足状況 (平成 29 年度)

※公園の利用域

みどりの基本計画（平成 21 年 2 月）において、公園の面積をもとに、その公園を日常的に利用する人が居住する区域を想定し表すために用いた概念。

みどりの基本計画に掲げる将来の公園（国、都の公園等を含む）の確保目標量（区全体の面積の 8%）に合わせて、身近な公園（区立公園）の確保目標量を区全体の面積の 3%、大規模な公園（国、都の公園等）を区全体の面積の 5%と設定し、この率を公園利用域を表示する面積の標準としました（みどりの基本計画策定時の区立公園は区全体の 1.98%、都立公園等は区全体の 4.52%）。

そのうえで、各公園を中心に描いた円の面積に対し公園面積の割合が 3%及び 5%になる区域を想定しました。

（算定式）

- ・区立公園の公園利用域の算出方法 公園面積× 100 / 3 を利用域の面積として計算。
円の半径は（利用域の面積÷ 3.14）の平方根で算出。
- ・都立公園等の公園利用域の算出方法 公園面積× 100 / 5 を利用域の面積として計算。
円の半径は（利用域の面積÷ 3.14）の平方根で算出。

※公園の充足状況に関する評価の考え方

公園の充足状況は、各地区の面積に対して、上記の公園利用域が占める割合をもとに、以下のように評価しました。

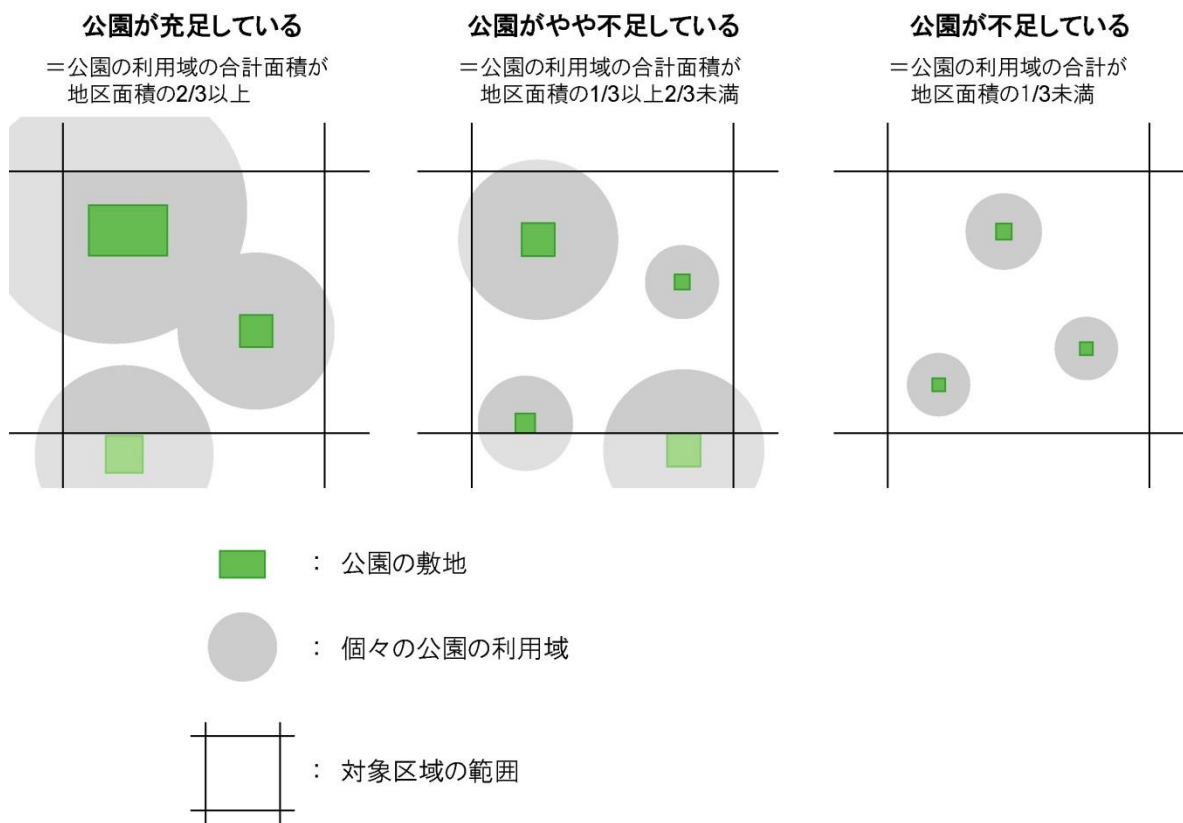


図 2－2 公園の充足状況に関する評価の考え方

2) 公園機能の配置と分担

区全体で、公園の機能がバランスの取れた配置になるよう、次の方針に沿って公園機能の配置と近接する公園同士による機能分担を進めます。

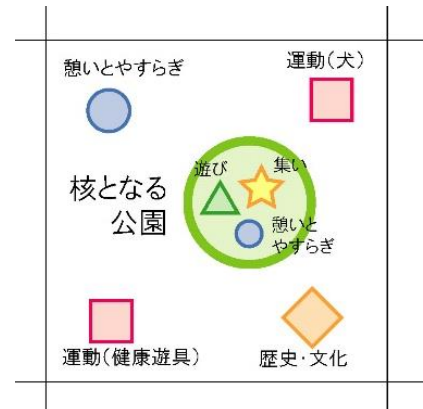
① 核となる公園

(ア) 大規模な公園（面積概ね 1ha 以上）

区内の公園を代表とするような特色を持つ大規模な公園で、防災・景観形成等の面から重要な役割を果たす公園を「地域の中核となる公園」に位置づけます。

(イ) 中規模の公園（面積概ね 1,000 m²以上）

公園に求められる機能が複数担っている中規模の公園を「核となる公園」として1地区につき1か所以上を位置づけます。



② 公園機能の充実

区民に身近な公園の主な機能を下記のとおりとし、地域の人口構成や土地利用などを考慮のうえ、各機能がバランスよく地域に配置されるように機能の充実を図っていきます。

(ア) 憩いやすらぎ：花や緑があり、休息や散策など大人が憩える公園

(イ) 遊び：遊具を中心とする子どもの遊びに対応した公園

(ウ) 運動：健康器具や多目的広場等があり健康づくりに取り組める公園

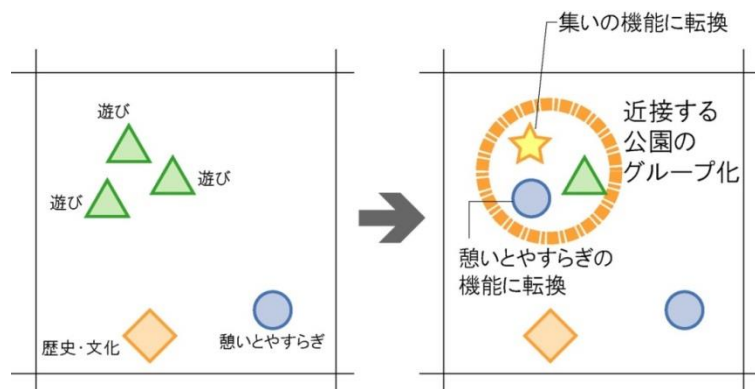
(エ) 集いと賑わい：イベントなど人々が集い、まちに賑わいを創出する公園

(オ) 歴史と文化：土地の由来や史跡などがある公園

なお、「遊び」機能の公園が近接しており、子どもが集中している公園については、0～6才、6～12才の対象年齢別に公園の整備を検討します。

③ 公園の機能分担

複数の機能を持った核となる公園の確保が難しく、かつ不足する機能がある地区では、徒歩数分の圏内にある公園（近接する公園）を一つのグループとして捉え、グループ内で機能分担を進めることで不足する機能を充足していきます。



④ 公民連携の推進

公園の「賑わい」機能をより一層充実させるため、区民や民間事業者などの多様な主体と、管理運営について連携を進めます。

特に、以下に挙げる公園を中心として、公募設置管理制度といった民間資金を活用した施設管理手法の導入を図ることで、地域の特性に応じた賑わいを創出します。

(ア) 新宿駅周辺地域など業務商業施設が集積している地域にある公園

(イ) 地域の中核となる大規模公園

(ウ) 公共施設や観光拠点と近接し、連携することで賑わいをつくりだすことが可能な公園

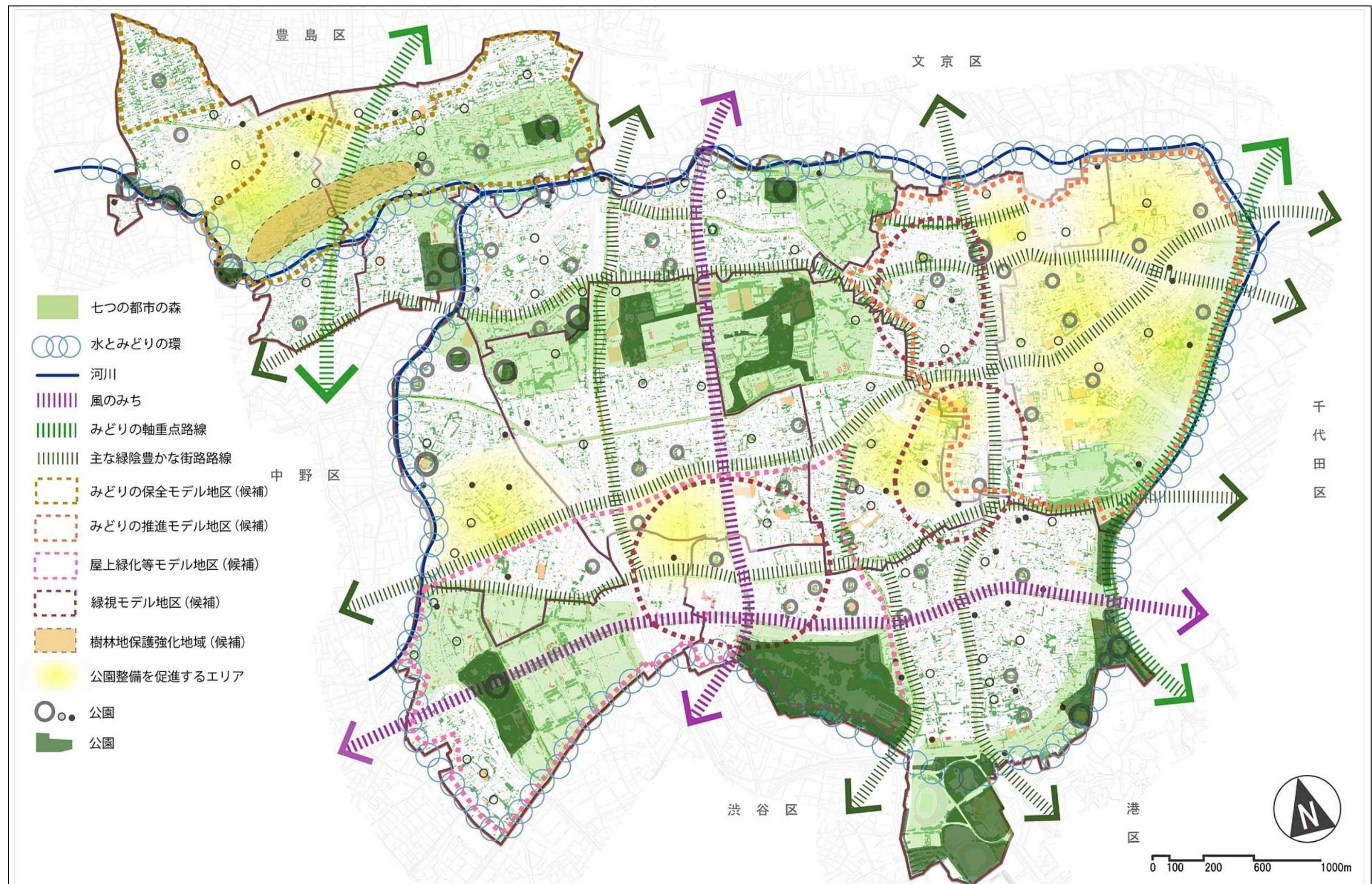


図3-3 みどりの配置方針図

(2) エコロジカルネットワーク

1) エコロジカルネットワークとは

緑地や水辺の配置やつながりを生き物の視点で見たものを、エコロジカルネットワークといいます。

生き物の生息地や生育地（繁殖地）としては、その量、規模、質（樹林、草地、水辺など）や連続性等を考慮する必要があり、みどりの配置方針による緑地等の整備にあたっては、このエコロジカルネットワークにも配慮していきます。

また、それぞれの生き物の生態や移動距離の違いによって、区内、都内、日本国内、世界と様々な段階でのネットワークが必要になります。ここでは、半径 5km 程度の区内を中心としたネットワークと半径 10km 程度の広域なネットワークの例について示します。

(対象となる生き物の例)

表 3-1 のように種によって動物の移動距離は異なります。新宿区内の範囲では、コゲラ、カワセミ、シジュウカラ、シオカラトンボ、アゲハチョウなどが関わり、広域では、カワウ、アブラコウモリ、オニヤンマなどが関わります。これらの種による移動の違いや区内外のつながりを考慮してネットワークづくりをより強化していきます。

表 3-1 動物の移動分散の距離（※日緑工誌 37(1)p205 を基に作成）

分類群	サイズ	移動	該当種	新宿区 1/2,500~1/5,000 1/10,000~1/25,000 100m 1km 10km			広域 1/50,000~	
哺乳類	中型	陸上（歩行）	タヌキ、イタチなど			● → 2km		
	小型	陸上（歩行）	ネズミ類（アカネズミなど）	→ 100m				20~70km
	小型	飛翔	コウモリ類（アブラコウモリ、ユビナガコウモリなど）	→			→	
	小型	地中	モグラ類（アズマモグラなど）	→ 50m 以内				20~数 100km
鳥類	大~中型	飛翔	オオタカ、カワウなど				●	
	小型	飛翔	カワセミ、シジュウカラなど		● → 4km			
爬虫類	-	陸上（地這）	トカゲ類（トカゲ、カナヘビなど）		● 50m 以内			
		陸上（地這）	ヘビ類（シマヘビ、アオダイショウなど）	不明				
		陸上（地這）・水中	カメ類（ニホンイシガメなど）	→ 100~200m				
両生類	大型	陸上（地這）	カエル類（アズマヒキガエルなど）		● → 0.2~1.5km			
	中~小型	陸上（地這）	カエル類（ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエルなど）		● → 200~600m			
昆虫類	-	飛翔（強）	バッタ類（カワラバッタ、トノサマバッタなど）		● → 1~2km			
		飛翔（弱）	バッタ類（クツワムシ、ヒガシキリギリスなど）	→ 100m				
		飛翔	セミ類（クマゼミ、ミンミンゼミなど）	→	1 km			
		飛翔	トンボ類（シオカラトンボ、アジイトトンボなど）			● → 0.7~3km		
		飛翔（強）	トンボ類（オニヤンマなど）				● → 30km	
		飛翔	チョウ類（アゲハチョウなど）	→ 400~600m				
		飛翔	甲虫類（カブトムシ、カナンなど）	→	50m~1km			

→ 移動分散の直線距離の最大値 ● 移動分散の直線距離の平均値

2) 新宿区のエコロジカルネットワーク

①ネットワーク図

コゲラやシオカラトンボを例として、主要な緑地、水域、コリドー（移動空間）とそのネットワークを図3-3に示します。また、今後の生物多様性や緑化のネットワークをより強化するために、その強弱も示しました。

強固なネットワークは、神田川から北側にかけてのおとめ山公園などの崖線沿い、南側の新宿御苑、神宮外苑、明治神宮、外濠、皇居のつながりが挙げられます。貧弱なネットワークは、戸山公園と南北を結ぶライン、新宿区中央公園と周辺緑地とのつながりが挙げられます。

②ネットワークの形成手法

南北を走る主要幹線道路には、街路樹のしっかりした箇所もあり、今後は、幹線道路の街路樹の強化などで、強いネットワークが形成できると考えられます。東西に関しては、主要な緑地がなく、幹線道路が非常に重要なネットワークとなるため、幹線道路を中心に街路樹の緑化が今後より重要な課題だと考えられます。

③ネットワーク例

- ・コゲラを指標とした場合、繁殖可能な緑地としては2ha以上とされ、通常の飛翔距離が500m～1000mとされているので、緑地同士が500m以内であればつながりが強いと考えられます。
- ・水域が必要なシオカラトンボを指標とした場合、飛翔距離は700m～3kmとされているので、水域同士が700m以内であればつながりが強いと考えられます。
- ・カワセミを指標とした場合、飛翔距離は数km～20kmとされています。区内ではおとめ山公園、神田川、新宿御苑など周辺部の数か所で確認されています。区内での繁殖は確認されていないので、周辺からの飛翔と考えられます。区内での水辺を中心とした生息環境の整備や周辺地域との連携による環境整備により、区内の多くの個所でも見られるようになる可能性があります。

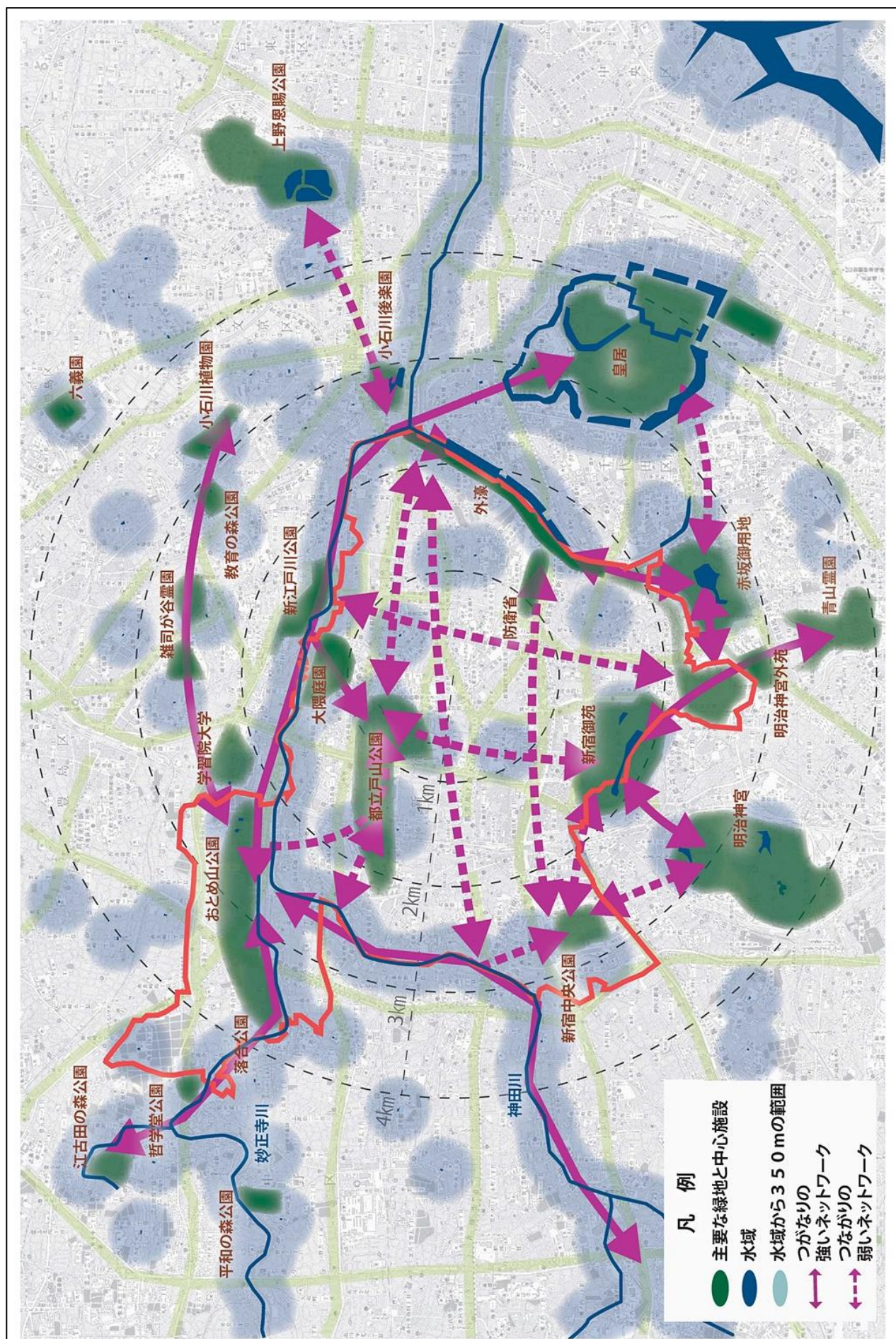


図3-4 コゲラ、シオカラトンボを指標としたエコロジカルネットワーク例

3) 広域のエコロジカルネットワーク

①ネットワーク図

新宿区の生物多様性の周辺との係わりを、西は小金井公園、東は海浜エリア、北は荒川、南は多摩川付近まで広げて簡易的に緑地や水域のつながりを図3-4に示しました。

新宿区とのつながりをみた場合、水域においては、神田川が主要な役割を担っているため、神田川の集水域を一つのまとまりとしました。西側の井の頭公園、善福寺公園に水源があり、幾つかの支川を取り込み、隅田川に流れ、海へとつながっています。

②ネットワークの形成手法

緑地をみると、水域と同様に、河川によって緑地が連なっているため、そこへのコリドー（移動空間）があれば、新宿区などの市街地においても、生物の多様性が高まると考えられます。

③ネットワーク例

- ・アユ、ボラ、モクズガニなど海との間を移動する生き物が神田川の新宿区内のエリアでも見られ、東京湾とのつながりが伺えます。
- ・カワウ、コサギ、イソシギ、カワセミなどの移動範囲の広い水鳥が河川や公園の池でも見られ、周辺の水域とのつながりが伺えます。

④より広域なネットワーク例

- ・ツバメ、ウグイス、オオルリ、キビタキなど春に南の国からわたってくる夏鳥が見られます。
- ・マガモ、オナガガモ、ジョウビタキ、ツグミなど秋に北の国からわたってくる冬鳥が見られます。
- ・ハヤブサ、チョウゲンボウ、サシバ、ハイタカなど移動範囲の広い猛禽類も見られます。

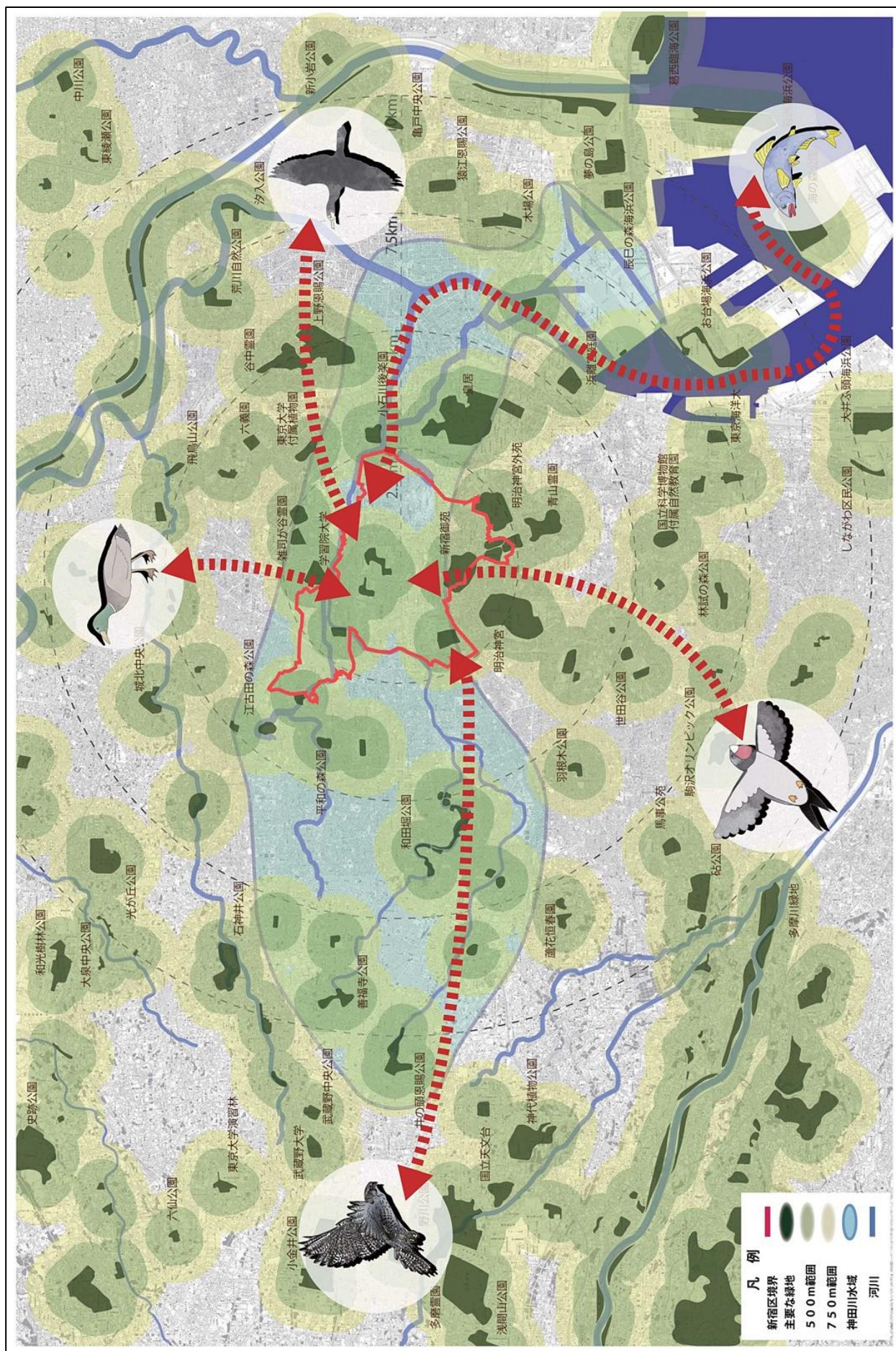


図3-5 広域のエコロジカルネットワーク例

6. 行動方針

基本方針の具体的な実現のための方向性を、21の行動方針として整理し、それぞれの行動方針ごとに個別施策の展開例を示しました。

また、個別施策の重点的な取組みの中から、本計画を先導する特に重要な施策をリーディングプロジェクトとして選定しました。

(1) 施策の体系

21の行動方針を、前計画と比較した変化を【新】、【拡】、【継】の3つで表記しました。

- ・【新】：新しく展開する施策
- ・【拡】：事業を拡大する施策
- ・【継】：これからも継続して実施する施策

1) 施策の展開例

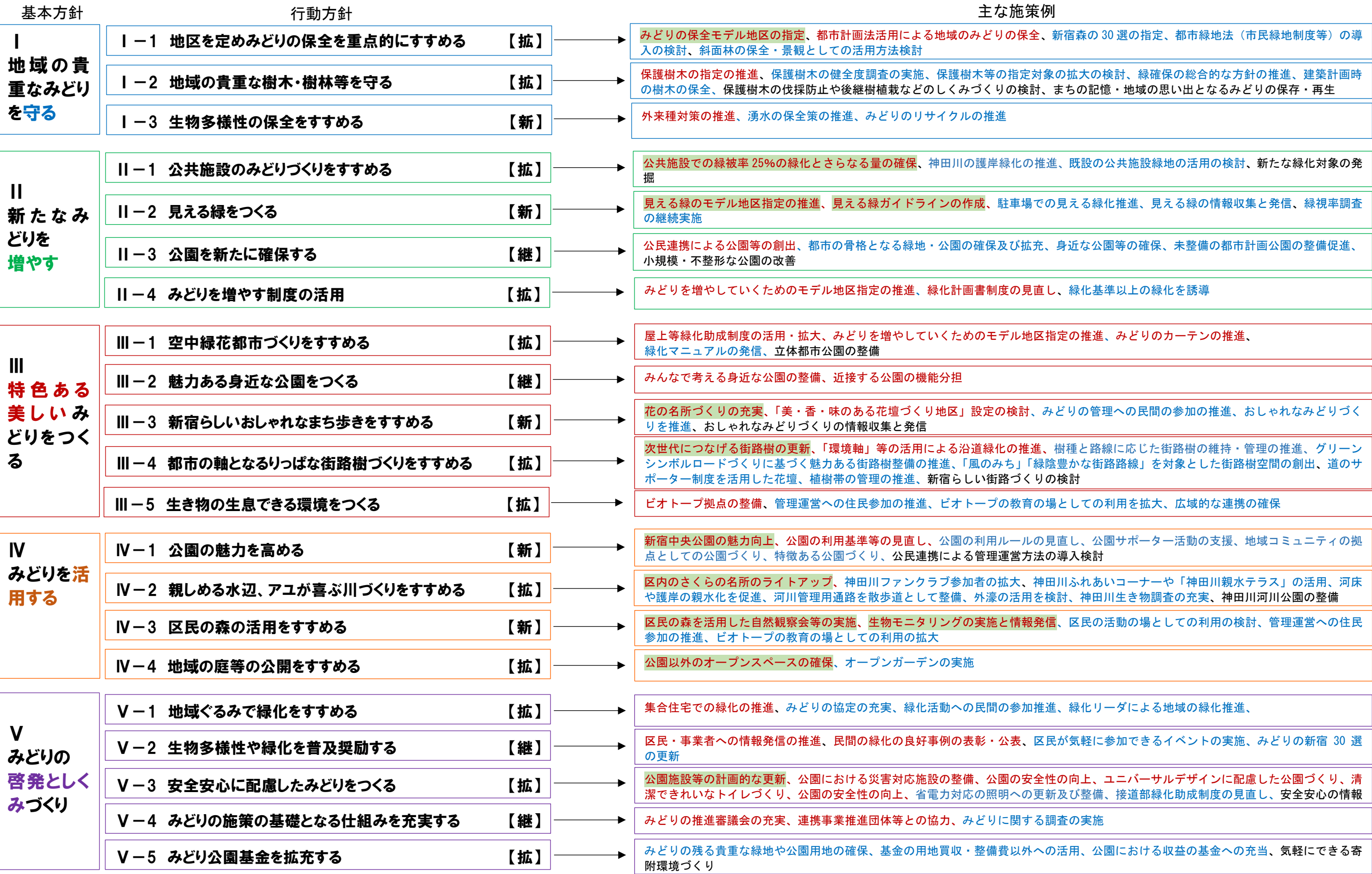
21の個々の行動方針ごとに主な施策の展開例を示しました。これらの施策については、取組みの重要度別に以下の4区分で示しました。

- ・リーディングプロジェクト：重点的な取組みの中の特に計画を先導する施策
- ・重点的な取組み：早期実現をめざす重点的に取組む施策
- ・期間中の実現を努力：計画期間中の実現をめざす施策
- ・将来の実施を検討：実施をめざし、検討を行っていく施策

2) 施策の体系図

施策の体系を図3-6に示します。

図 3－6 施策の体系



【新】：新しく展開する施策、【拡】：事業を拡大する施策、【継】：継続して実施する施策

赤文字：リーディングプロジェクト 赤文字：重点的な取り組み 青文字：期間中の実現を努力 黒文字：将来の実施を検討

(2) リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトは、個別施策の重点的な取組みの内、本計画を先導する特に重要な施策として、4つの視点にかかわるものや区が率先して進めていくべきものから選定し、**公共施設、民有地、公園、魅せるみどり・見えるみどり、生物多様性**の5つの分野別の取組みとしてまとめました。

展開1 公共施設での取組み

公共施設において、率先して緑化の推進を図るとともに、土地の記憶としての街路樹の更新を図る。

公共施設での緑被率 25%緑化とさらなる量の確保（行動方針Ⅱ－1）

- ・公共施設の新設、改修の際には、緑化計画書制度を活用して緑被率 25%の確保を目指す。
- ・緑被率の低い区有公共施設を対象に緑化をすすめる。

次世代につなぐ街路樹の更新（行動方針Ⅲ－4）

- ・土地の記憶の一つである街路樹を次世代につないでいくための手法の検討と整備をすすめる。

展開2 民有地での取組み

民間の貴重な緑地を保全するとともに、新たな創出や公開を行い、準公園的な空間として活用していく。

みどりの保全モデル地区の指定（行動方針Ⅰ－1）

- ・落合地域で、支援制度を手厚くするなどインセンティブの付与を行うみどりの保全モデル地区指定をすすめる。

公園以外のオープンスペースの確保（行動方針Ⅳ－4）

- ・社寺、企業、大学等のみどりを身近なみどりとして地域に開放し、公開空地と合わせて地域の庭としての活用をすすめる。
- ・区内の貴重なみどりの残る民有地や使われていない遊休地を、市民緑地制度等を活用して公開をすすめる。

展開3 公園での取り組み

公園において魅力の向上を図り、多様なニーズに応じていくとともに、効率的で安全な公園となるよう整備、管理をしていく。

新宿中央公園の魅力向上（行動方針Ⅳ－１）

- ・新宿中央公園において、「新宿中央公園魅力向上推進プラン（平成 29 年度）」に基づき、魅力ある多彩な「みどり」の空間をつくり、多様な活用を図る。
- ・公募設置管理制度やネーミングライツなどといった手法を用いて、民間事業者のアイデア、ノウハウ、資金を活用した公園の整備・運用を行う。

公園施設等の計画的な更新（行動方針Ⅴ－３）

- ・効率的な公園施設の更新・維持管理を図るため、「（仮称）公園施設等維持管理計画」を策定し、公園施設の長寿命化などを含め計画的に更新等を行う。

展開4 魅せるみどり、見える緑の取り組み

特徴のあるみどりや歩きながら目に見える緑を増やし、実感としてのみどりの増加と魅力アップを目指す。

魅せるみどりの推進（行動方針Ⅲ－３、行動方針Ⅳ－２）

- ・緑の有無や地域のバランス等を考慮して、公園をはじめとした公共空間での花の名所づくりをすすめる。（行動方針Ⅲ－３）
- ・神田川、外濠、妙正寺川沿いの桜並木を、みずとみどりの名所としてライトアップする。（行動方針Ⅳ－２）

見える緑の推進（行動方針Ⅱ－２）

- ・緑視モデル地区の指定をすすめる。
- ・様々な緑化手法による見える緑のガイドラインを作成する。

展開5 生物多様性の取り組み

人の生存基盤である自然の恵みについての理解を深めるため、そのきっかけとなる事業の展開を図る。

区民の森を活用した自然観察会等の実施（行動方針Ⅳ－３）

- ・主に、おとめ山公園や新宿中央公園の森、沼田市や伊那市及びあきる野市等の新宿の森を活用した自然観察会や生き物調査をすすめる。

生物モニタリングの実施と情報発信（行動方針Ⅳ－３）

- ・区民による生物モニタリングを実施し、同時に SNS や HP による情報発信を行う。

第三章 施策の展開



なんど児童遊園



高田馬場



南町



中井周辺



神楽坂の街路



矢来町

※新宿区内の街中で撮影された写真です。

1. 個別施策の展開

みどりの基本計画を具現化するための多様な主体との連携と、行動方針ごとの個別施策の展開を例示しました。

(1) 多様な主体との連携

施策の展開にあたっては、行政、教育機関、区民、事業者等の多様な主体との連携によりすすめます。連携のイメージについて、事例や制度を基本方針と重ね合わせ、次のように示します。(図3-1)

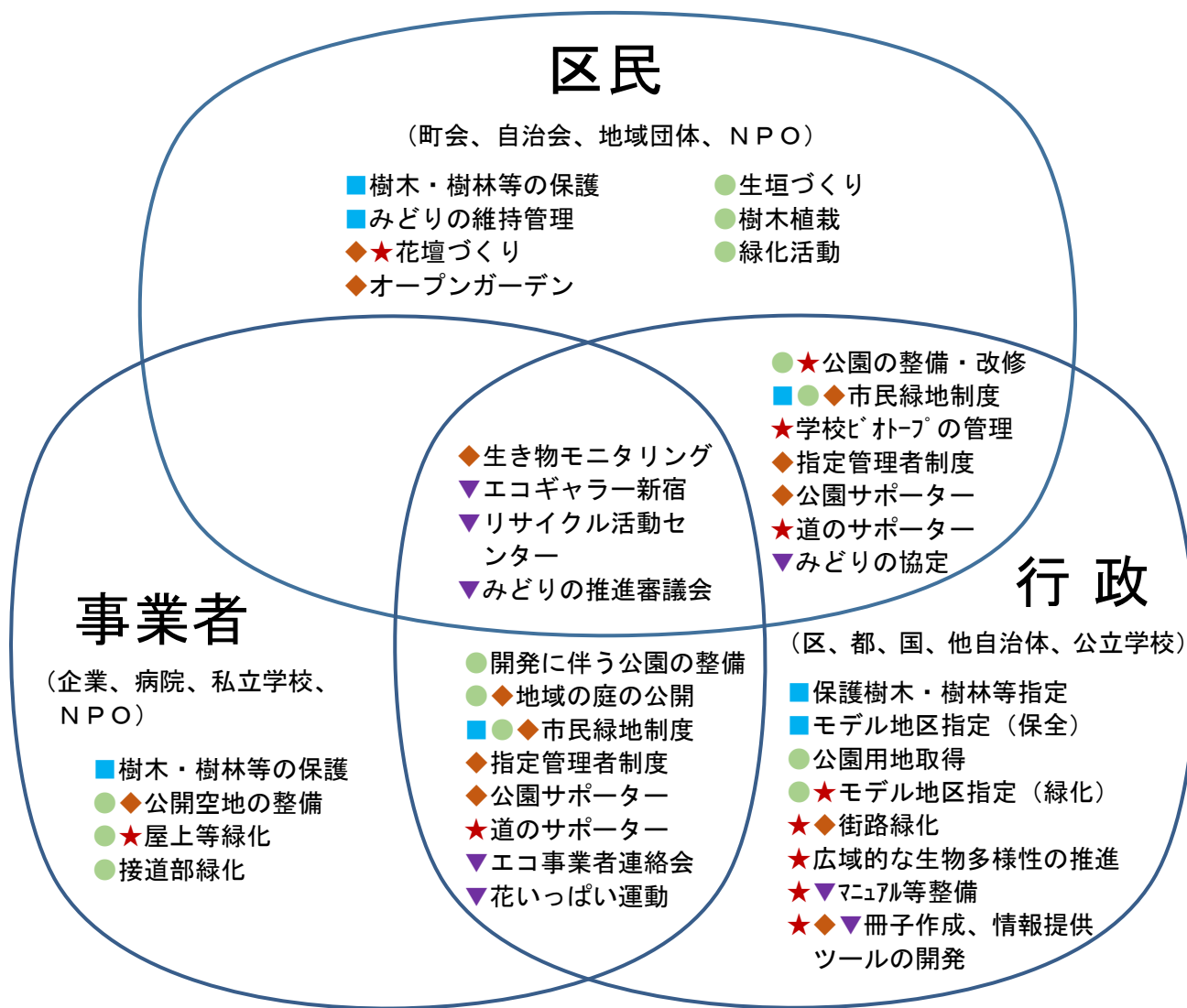


図3-1 計画の主体のみどりの基本方針での役割と連携事例

(2) 個別施策の展開例

1) 取組みの分類

施策の展開例は、取組みの重要度を以下の4区分で示しています。

- ・SS：リーディングプロジェクト：重点的な取組みの中の特に計画を先導する施策
- ・S：重点的な取組み：早期実現をめざす事業のうち、重点的に取組む施策
- ・A：早期の実現を努力：早期実現をめざす施策
- ・B：将来の実施を検討：実施をめざし、検討を行っていく施策

2) 施策のチェックポイント

計画の理念の実現のために、本計画の定量的な目標を補完する5つの定性的なチェックポイントを設定します。

①新宿らしい美しさの実現と向上

新宿ならではの美しさを実現するためのポイント

色のあるみどりや香り、食、季節等のテーマ性を持ち、新宿の地域性のある樹木や花を優先的に保全、植栽。

②都心部ならではの生物多様性の確保

都心部での生物多様性を確保するためのポイント

学校ビオトープ、公開空地を活用し、新宿区の特性に配慮しながらその持続性を確保するとともに、周辺都市も含めた広域的な観点から生物多様性を確保。

③公園、緑地等の多様な利用

公園や緑地等の様々な利用をすすめるためのポイント

東京2020オリンピック・パラリンピックでの賑わいをつくり、公園等をより活用するために民間資本を導入するなど、公園等の中での多様な利用を創出。

④安全・安心の確保

地域の防災性の向上や誰もが安全で安心して利用できる公園整備のためのポイント

公園での防災機能のネットワークを強化、普及啓発、公園の見通しの確保、公園施設のユニバーサルデザインにより、安全・安心を確保。

⑤みどりの維持管理

大切なみどりを持続的に維持・管理していくためのポイント

みどりの維持管理に、サポーターをはじめ、地域住民や企業、学校、NPOなど様々な主体、民間資金導入による公園の維持管理など協働の推進

3) 目標等の可視化

計画の目標と上記チェックポイントについて、それぞれ緑とピンクで表示し、各行動方針がどのようにかかわっているかを以下のバーのように可視化して表示します。

計画の目標等	緑被	みどり	公園	実感	緑視	新宿らしさ	生物	活用	安全	管理
--------	----	-----	----	----	----	-------	----	----	----	----

I 地域の貴重なみどりを守る

みどりが将来にわたって残るように努め、さらに、その質の向上を図るために、生物多様性の向上、外来種の除去などをすすめるとともに、豊かな自然が残る公共空間では、自然性の保持をすすめます。

I-1 地区を定めみどりの保全を重点的にすすめる【拡】

〈内容〉

みどりの多い地域では、既存の貴重な高木等のみどりが開発等で失われないように、みどりを守る地区（みどりの保全モデル地区）の指定や民間資金の導入などの検討、地域ぐるみでみどりを保全するルールづくりをすすめます。



下落合2丁目の斜面緑地

〈施策例〉

SS みどりの保全モデル地区の指定

- ・落合地域で、支援制度を手厚くするなどインセンティブの付与を行うみどりの保全モデル地区指定をすすめる。

S 都市計画法活用による地域のみどりの保全

- ・落合地域にみどりを保全する地区計画の指定をすすめるとともに、みどりの実態調査を踏まえて他地域においてもみどりの保全型の地区計画の指定を検討する。

A 新宿森の30選の指定

- ・地域を代表する森の抽出を行い「(仮称)新宿森の30選」の指定をすすめる。

A 都市緑地法(市民緑地制度等)の導入の検討

- ・区内の良好な自然的環境を形成している緑地を、市民緑地や特別緑地保全地区として指定をすすめる。

A 斜面林の保全・景観としての活用方法検討

- ・斜面林が多い落合地域等の景観を活用できる「景観スポット」づくりをすすめる。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

I-2 地域の貴重な樹木・樹林等を守る【拡】

〈内容〉

貴重な樹木や樹林、良好な生垣を守るため、保護樹木、保護樹林、保護生垣の指定をすすめます。また、保護樹木制度の見直しと、保護樹木等所有者への支援策の充実を図っていきます。平成28年4月現在1222本ある保護樹木を今後10年間で1322本にすることをめざします。



西向天神社の保護樹林

〈施策例〉

S 保護樹木の指定の推進

- ・候補樹木の実態調査などによる保護樹木の発掘と指定をすすめる。
- ・特に良好なものは、「特別保護樹木」や「公共施設保護樹木」の指定をすすめる。

A 保護樹木の健全度調査の実施

- ・保護樹木の健全度を調査し、良好な維持管理に役立てる。

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

A 保護樹木等の指定対象の拡大の検討

- ・保護樹木等の指定対象の拡大を検討し、より広範囲に保護をしていく。

A 緑確保の総合的な方針の推進

- ・東京都と区市町村で策定した「緑確保の総合的な方針」を着実に推進していく。

A 建築計画時の樹木の保全

- ・緑化計画書制度を活用し、既存樹木の保全をすすめる。

B 保護樹木の伐採防止や後継樹植栽などのしくみづくりの検討

- ・保護樹木移植助成制度による樹木の保護と古木や大木の世代交代を検討する。

B まちの記憶、地域の思い出となるみどりの保存・再生

- ・まちのシンボルとなる樹木や樹林の保存を図るとともに、機会をとらえて町の記憶に結び付くみどりの再生をすすめる。

計画の目標等 緑被 みどり 公園 実感 緑視 新宿らしさ 生物 活用 安全 管理

1-3 生物多様性の保全をすすめる【新】

〈内容〉

生物多様性を保全し、次世代につないでいくために、外来種への対策や湧水などの資源の活用をすすめます。さらに、グリーンバンクなどによる不要になったみどりの有効な活用をすすめます。



公園での生物多様性（おとめ山公園）

〈施策例〉

S 外来種対策の推進

- ・国外及び国内の外来種についての動向を注視する。
- ・環境に影響のある外来種について、必要に応じて対応を検討する。
- ・人に危険性のある外来種（セアカゴケグモ、ヒアリ、アライグマ等）について、関係機関との連携し対応していく。

A 湧水の保全策の推進

- ・地域の貴重な湧水の保全と活用方法の検討をすすめます。

A みどりのリサイクルの推進

- ・不要になった樹木を必要な人に斡旋するグリーンバンクの事業をすすめる。

計画の目標等 緑被 みどり 公園 実感 緑視 新宿らしさ 生物 活用 安全 管理

II 新たなみどりを増やす

公共施設の緑化や公園の確保のほか、住宅地や商業地等の民有地でもみどりを増やすための方策をすすめていきます。さらに、歩きながら目に見えるみどりを増やしていきます。特に、商店街や都心部での新たなタイプのみどりとして、見えるみどりづくりを推進します。

II-1 公共施設のみどりづくりをすすめる【拡】

内容

公共施設では、民間施設の緑化の模範となるように、緑被率 25%をめざした緑化を実施します。さらに、河川の護岸緑化など公共空間の緑化を推進します。



公共施設緑化事例
(せせらぎの里)

〈施策例〉

SS 公共施設での緑被率 25%の緑化とさらなる量の確保

- ・新設、改修の際には緑被率 25%の確保を目指す。
- ・緑被率の低い区有公共施設を対象に緑化をすすめる。
- ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等、新たなみどりづくりをすすめる。

A 神田川の護岸緑化の推進

- ・遊歩道や護岸の緑化をすすめる。

A 既設の公共施設緑地の活用の検討

- ・イベント開催、農業や環境学習等の場として活用をすすめる。
- ・地域住民参加による花壇づくりや季節ごとの植え替えイベントなどを検討する。

B 新たな緑化対象の発掘

- ・バス停や都電軌道敷等の緑化をすすめる。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

II-2 見える緑をつくる【新】

〈内容〉

緑視率の低い地域や都心部や商店街等、緑が少ない地域で、歩きながら目に見える緑を増やします。



歩きながら見えるみどりの例
(矢来町の LA KAGU)

〈施策例〉

SS 見える緑のモデル地区指定の推進

- ・緑視モデル地区の指定をすすめる。

SS 見える緑のガイドラインの作成

- ・様々な緑化手法による見える緑のガイドラインを作成する。

A 駐車場での見える緑化推進

- ・フェンス緑化や単独の壁面緑化などへの補助金制度や補助基準を検討する。

A 見える緑の情報収集と発信

- ・見える緑の事例集など、情報発信をすすめる。

A 緑視率調査の継続実施

- ・見える緑を図る緑視率調査を定期的実施する。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

II-3 公園を新たに確保する【継】

〈内容〉

都市の骨格となるみどりや生活に身近な公園等の確保を進めます。また公園等の確保にあたり、多様な主体との連携による整備を進めていきます。



新たな公園づくりの例
(大久保きんもくせい公園)

〈施策例〉

S 公民連携による公園等の創出

- ・「都市計画公園・緑地の整備方針（改訂）」（H23.3）に基づき、公民連携による公園緑地の整備をすすめる。
- ・開発事業等の機会を利用して、民間事業者との連携による公園的な空間（公開空地・市民緑地等含む）を創出する。

A 都市の骨格となる緑地・公園の確保及び拡充

- ・「七つの都市の森」や「水とみどりの環」に位置する緑地・公園の確保を進めるほか、既設公園の拡充を行う。

A 身近な公園等の確保

- ・公園が不足している地区及びその周辺を優先的に公園及び公園的な空間（市民緑地等）の確保に努める。
- ・高齢者や障害者等が歩いて行ける範囲に公園や緑地を確保するように努める。

B 未整備の都市計画公園の整備促進

- ・未整備の都市計画公園について、東京都や地域と調整を図り、整備に向けた取り組みをすすめる。

B 小規模・不整形な公園の改善

- ・小規模・不整形な公園について、使いやすさや安全性の向上を図るため、隣地の取得を検討し、敷地の整形化と改善をすすめる。

計画の目標等 緑被 みどり 公園 実感 緑視 新宿らしさ 生物 活用 安全 管理

II-4 みどりを増やす制度の活用【拡】

〈内容〉

緑被率の少ない地域にみどりの推進モデル地区の指定をすすめます。さらに、緑化計画書制度を活用し、建築行為や開発に伴う既存樹の喪失を抑え、新たなみどりの創出を誘導します。



モデル地区での緑化事例

〈施策例〉

S みどりを増やしていくためのモデル地区指定の推進

- ・みどりの推進モデル地区の指定（筆筈、榎地域等）の指定を引き続きすすめる。

S 緑化計画書制度の見直し

- ・緑化計画書制度を見直し、生物多様性の視点のさらなる導入や新たな緑化技術への対応、柔軟な緑化手法の認定等により実効性の高いものとする。
- ・負担金制度の導入の検討をすすめる。

A 緑化基準以上の緑化を誘導

- ・大規模開発の時、緑被率 20%の確保と 25%への誘導をすすめる。

計画の目標等 緑被 みどり 公園 実感 緑視 新宿らしさ 生物 活用 安全 管理

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

Ⅲ 特色ある美しいみどりをつくる

それぞれの地域特性を踏まえて、そのまちにふさわしい「特色ある美しいみどり」や「新宿ならではの生物の生息空間」を確保し、拠点となる新宿らしいおしゃれなみどりをつくります。また、広域的な観点からのネットワーク化を進めていきます。

Ⅲ－１ 空中緑花都市づくりをすすめる【拡】

〈内容〉

都市化の進展により緑化余地の少ない新宿区で、みどりを増やす有効な手法である建物の屋上、ベランダ、壁面等の緑化を「空中緑花」と呼び推進していきます。



ベランダ緑化の例
(西新宿4丁目)

〈施策例〉

S 屋上等緑化助成制度の活用・拡大

- ・屋上や壁面緑化工事費助成の対象を花壇や菜園等へ拡大し、より魅力ある支援制度としていく。
- ・公開性のある屋上緑化等への維持管理の助成制度を検討する。

S みどりのカーテンの推進

- ・ゴーヤやヘチマ等による壁面緑化を推進する。

S みどりを増やしていくためのモデル地区指定の推進

- ・屋上緑化推進モデル地区（新宿駅周辺地域等）の指定を引き続きすすめる。

A 緑化マニュアルの発信

- ・屋上農園や最新緑化工法、事例の情報を発信する。

B 立体都市公園の整備

- ・地下施設や建物の屋上などを活用して立体都市公園の整備をすすめる。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

Ⅲ－２ 魅力ある身近な公園をつくる【拡】

〈内容〉

身近にある既存の公園の整備にあたり、地域のニーズに即した魅力ある公園にするため、協働による検討を行うほか、近接する公園の機能分担を図ります。



住民参加による公園管理の例
(西早稲田児童遊園)

〈施策例〉

S みんなで考える身近な公園の整備

- ・公園の整備内容から管理方法まで、ワークショップにより計画案を作成し、公園の整備を行う。

S 近接する公園の機能分担

- ・近接する複数の公園を一つの公園として考え、地区全体で多様な機能を提供できるように公園の整備を行う。
- ・幼児や児童、高齢者や障害者等が、安心して楽しい身近な公園づくりをすすめます。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

Ⅲ－３ 新宿らしいおしゃれなまち歩きをすすめる【新】

〈内容〉

花の色や香り等を活用して新宿ならではの特徴のあるみどりづくりをすすめます。特に、みどりが少ない駅周辺やオフィス街では、区民や企業の参加によるおしゃれなまち歩きができるみどりづくりをすすめます。



新宿らしい街路景観の例
(モア街のケヤキ)

〈施策例〉

SS 花の名所づくりの充実

- ・緑の有無や地域のバランス等を考慮して、公園をはじめとした公共空間での花の名所づくりをすすめる。

S 「美・香・味のある花壇づくり地区」設定の検討

- ・香る道づくり、街路樹下の花壇設置をすすめる。

A みどりの管理への民間の参加の推進

- ・区民による美しいみちづくりと道のサポーター制度を推進する。

A おしゃれなみどりづくりを推進

- ・新宿駅周辺の歩行者ネットワーク整備に伴う交流軸周辺の緑化をすすめる。

B おしゃれなみどりづくりの情報収集と発信

- ・おしゃれな緑化マニュアルや事例集の作成を検討する。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

Ⅲ－４ 都市の軸となるりっぱな街路樹づくりをすすめる【拡】

〈内容〉

樹木を大きくするための維持管理や各々の場所に合った街路樹づくりをすすめ、まちの骨格となるみどりを創出していきます。また、土地の記憶の一つである街路樹を次世代に繋げていきます。



(西新宿2丁目の街路)

〈施策例〉

SS 次世代につなぐ街路樹の更新

- ・街路樹を次世代につないでいくための手法の検討と整備をすすめる。

S 「環境軸」等の活用による沿道緑化の推進

- ・新しい都市計画道路での質の高い緑化を働きかける。

A 樹種と路線に応じた街路樹の維持・管理の推進

- ・路線毎の管理指針に基づき、大きく育てる剪定管理をすすめる。

A グリーンシンボルロードづくりに基づく魅力ある街路樹整備の推進

- ・グリーンシンボルロードである区道重点路線6路線をモデルとして整備する。

A 「風のみち」「緑陰豊かな街路路線」を対象とした街路樹空間の創出

- ・民間との連携で、歩きたくなるみどり豊かな歩道空間づくりをすすめる。

A 道のポーター制度を活用した花壇、植樹帯の管理の推進

- ・道のサポーターである区民や事業者による道路の管理を一層すすめる。
- ・歩きたくなるみどり豊かな歩道空間づくりをすすめる。

B 新宿らしい街路づくりの検討

- ・ツツジを街路の植栽帯として整備する路線を検討する。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

Ⅲ－５ 生き物の生息できる環境をつくる【拡】

〈内容〉

生き物と共生してふれあえる機会を増やし、自然への理解を深めるため、チョウ、トンボ等の身近な昆虫や野鳥を呼び入れる生き物の生息できる環境(ビオトープ)づくりをすすめます。



身近な昆虫の例
(落合公園の蝶)

〈施策例〉

S ビオトープ拠点の整備

- ・学校や公園でのビオトープの整備をすすめる。
- ・指標種の移動するルートと拠点を設定し、生物多様性の連携を図る。

A 管理運営への住民参加の推進

- ・ビオトープの住民管理を支援する。

A ビオトープの教育の場としての利用を拡大

- ・学校との連携によるビオトープ管理と環境学習を実施する。

A 広域的な連携の確保

- ・都立公園や新宿御苑をはじめ、周辺の自治体とも連携し、広域的なみどりのつながりを確保する。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

Ⅳ みどりを活用する

生物多様性、防災時の拠点、文化歴史景観、都市のオープンスペースなど、みどりが持つ多様な機能がさらに発揮できるように公園緑地の整備をすすめます。

Ⅳ－１ 公園の魅力を高める【新】

〈内容〉

居住者や就業者、来街者などによる様々なニーズにこたえ、質の高いサービスを提供していくため、民間のアイデアを活かした施設の運用や、公園の利用ルール・使用基準を見直すことで公園の多様な活用を図ります。



公園でのカフェ運営例
(新宿中央公園)

〈施策例〉

SS 新宿中央公園の魅力向上

- ・新宿中央公園において、「新宿中央公園魅力向上推進プラン（平成 29 年度策定）」に基づき、魅力ある多彩な「みどり」の空間をつくり、多様な活用を図る。
- ・公募設置管理制度やネーミングライツといった手法を用いて、民間事業者のアイデア、ノウハウ、資金を活用して公園の整備・運用を行う。

S 公園の利用基準等の見直し

- ・公園の賑わいを促進するため、施設の命名権の設定や、公園の利用基準の見直しなど多様な利活用に向けた基準等の見直しを行う。

A 公園の利用ルールの見直し

- ・地域特性や利用形態に即した各公園の利用ルールを、利用者の意見を取り入れながらつくり出していく。

A 公園サポーター活動の支援

- ・区民や事業者による公園サポーター活動を支援し、花壇の管理や公園の清掃などにとどまらない幅広い活動につなげることで、魅力的な公園づくりを行う。

A 地域コミュニティの拠点としての公園づくり

- ・人々が気楽に集まれる場所として、地域の祭り等の様々な賑わいのイベントに活用する支援を行うほか、公園を活用したプレイパーク活動や健康づくりの活動やペット連れ利用者等の公園における活動（犬の飼い方教室等）の支援を行う。

A 特徴ある公園づくり

- ・地域の歴史や文化など「まちの記憶」を活かした特徴ある公園の整備をすすめる。
- ・新宿にゆかりのある文化人にかかわる公園整備をすすめる。

B 公民連携による管理運営方法の導入検討

- ・新宿中央公園以外の区立公園においても、民間事業者の創意工夫を活かした管理運営方法（指定管理者制度など）の導入を検討する。

計画の目標等 緑被 みどり 公園 実感 緑視 新宿らしさ 生物 活用 安全 管理

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

Ⅳ－２ 親しめる水辺、アユが喜ぶ川づくりをすすめる【拡】

〈内容〉

アユ等の水生生物が生息し、区民が水に親しむことができる「親水施設」の活用と整備をすすめます。また、史跡である外濠を親水空間として活用を検討します。



神田川親水テラス

〈施策例〉

SS 区内のさくらの名所のライトアップ

- ・ 神田川、外濠、妙正寺川沿いの桜並木を、みずとみどりの名所としてライトアップする。

A 神田川ファンクラブ参加者の拡大

- ・ SNS や神田川写真展などで神田川ファンクラブの活動内容を発信する。

A 神田川ふれあいコーナーや「神田川親水テラス」の活用

- ・ 神田川ふれあいコーナーの拠点としての機能の拡大を検討する。
- ・ 神田川親水テラスのイベント期間以外の公開利用と安全性を検討する。

A 河床や護岸の親水化を促進、河川管理用通路を散歩道として整備

- ・ 散歩道の整備と親水施設が展望できる景観ポイントの設定をすすめる。

A 外濠の活用を検討

- ・ 外濠と周辺景観を含めた一体的な整備をすすめる。

A 神田川生き物調査の充実

- ・ 区民参加によるアユのモニタリング、観察会などのイベントをすすめる。

B 神田川河川公園の整備

- ・ 神田川河川整備構想に基づき、河川公園の整備を図る。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

Ⅳ－３ 区民の森の活用をすすめる【新】

〈内容〉

おとめ山公園や新宿中央公園の森、新宿の森（伊那市、沼田市、あきる野市）などの「区民の森」において、散策や運動、遊び、自然の体験などを総合的に体験等の活用をすすめます。



区民の森での自然観察利用
（おとめ山公園）

〈施策例〉

SS 区民の森を活用した自然観察会等の実施

- ・自然の体験ができるイベントや自然観察会等の実施をすすめる。

SS 生物モニタリングの実施と情報発信

- ・区民による生物モニタリングと SNS や HP による情報発信を行う。

A 区民の活動の場としての利用の検討

- ・情報交流拠点の整備など、地域コミュニティの場や自然保護の場としての利用を検討する。

A 管理運営への住民参加の推進

- ・区民の公園の管理の体験や教育の場として活用をすすめる。

B ビオトープの教育の場としての利用の拡大

- ・学校や保育所などの連携によるビオトープ教育の拡大を検討する。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

Ⅳ－４ 地域の庭等の公開をすすめる【拡】

〈内容〉

社寺、企業、大学、病院などの民有地にある緑地や空地及び公有地の未利用地などを、準公園的な場と位置付け、地域の庭（コミュニティガーデン）等として公開や活用を図ります。



大学の緑地
（目白大学の保護樹木）

〈施策例〉

SS 公園以外のオープンスペースの確保

- ・公開空地、社寺、企業、大学、病院等のみどりを開放し、地域の庭としての活用をすすめる
- ・区内の貴重なみどりの残る民有地や使われていない遊休地を、市民緑地制度等を活用して公開をすすめる。

A オープンガーデンの実施

- ・魅力的なみどりで飾られた庭や花壇、店先のグリーンディスプレイなどを公表し、オープンガーデンとして多くの人に楽しんでもらえるようにする。
- ・優れたオープンガーデンの表彰や支援制度を検討する。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

SS：リーディングプロジェクト S：重点的な取組み A：期間中の実現を努力 B：将来の実施を検討

V みどりの啓発としくみづくり

みどり豊かな新宿をつくるために、区民、事業者、NPOなどの多様な団体、区、国や東京都が連携し、互いに協力し、「みどり豊かなまちをつくり」、「安全安心なまちづくり」という共通認識のもとに、多くの人たちが参加でき、協働するしくみを築いていきます。

V-1 地域ぐるみで緑化をすすめる【継】

〈内容〉

区民、事業者、区がそれぞれ役割を分担し協働することにより、みどりとうるおいにあふれる地域環境を実現します。



区民の参加例
(みどりの協定)

〈施策例〉

S 集合住宅での緑化の推進

- ・プランター、ハンギングバスケット等の緑化を推進する。

A みどりの協定の充実

- ・地域の花や色、季節の演出方法などを検討する。

A 緑化活動への民間の参加推進

- ・みどりのカーテンをすすめる。
- ・ハンギングバスケットやプランターで街を飾る新宿花いっぱい運動をすすめる。

A 緑化リーダーによる地域の緑化推進

- ・みどりの協力員の登録、派遣のしくみを検討する。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

V-2 生物多様性や緑化を普及奨励する【継】

〈内容〉

みどりに関する様々な形の普及啓発活動を実施することにより、区民が暮らしの中でみどりとふれあう機会を増やすと共に、みどりの保護・回復の啓発を行います。



ホームページでの情報発信の例
(新宿観光振興協会のHP)

〈施策例〉

S 区民・事業者への情報発信の推進

- ・ホームページやSNSなども活用して、みどりの施策に関する情報の発信をすすめる。

S 民間の緑化の良好事例の表彰、公表

- ・建物緑化、住宅の生垣、ベランダ等、多様な緑化手法の表彰をすすめる。

A 区民が気軽に参加できるイベントの実施

- ・簡単な緑化講座、植栽体験イベント、写真コンテストなどを実施する。

A みどりの新宿30選の更新

- ・みどりの新宿30選の現況を把握し、追加や廃止などを検討する。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

V-3 安全安心に配慮したみどりをつくる【拡】

〈内容〉

公園があらゆる人々にとって利用しやすく、安全で安心して過ごせる場となるように、公園の整備や管理を行います。

また、地震や豪雨等の自然災害時に備え、公園やまちの防災性の向上を図ります。ブロック塀等が災害で倒壊するのを防ぎ、みどり豊かな都市をつくるため、生垣の設置等を推進していきます。また、樹木が持つ防災機能を都市に活かし、みどりによる安心のまちづくりをすすめていきます。



公園内の災害対応施設例
(南複公園)

〈施策例〉

SS 公園施設等の計画的な更新

- ・効率的な公園施設の更新・維持管理を図るため、「(仮称) 公園施設等維持管理計画」を策定し、公園施設の長寿命化など計画的に更新等を行う。

S 公園における災害対応施設の整備

- ・避難場所(広域)に指定されている公園に、災害時にも点灯する公園灯や災害時対応トイレの整備等をすすめる。

S ユニバーサルデザインに配慮した公園づくり

- ・主要な園路や水飲み等の公園施設について、だれもが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した公園づくりを進める。

S 清潔できれいなトイレづくり

- ・老朽化したトイレを、「清潔できれいなトイレづくりのための指針(平成21年4月)」に沿って、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに整備する。また、既設トイレの洋式化を進める。

S 公園の安全性の向上

- ・子どもが公園で安心して遊べるように、見通しの確保などによる安全性に配慮した公園づくりを進める。
- ・安全で快適な公園づくりをすすめていくため、公園施設の定期的な点検・調査を行う。
- ・公園の擁壁の定期点検及び改修・補修を行い、災害に強い公園の整備を図る。

A 省電力対応の照明への更新及び整備

- ・公園やトイレの照明のLED化を進め、公園の省電力化を進める。

A 接道部緑化助成制度の見直し

- ・延焼防止のための隣地境界での植栽等助成等制度の見直しを検討する。

B 安全安心の情報の発信

- ・防災に効果のある植栽方法等の情報発信をする。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

V-4 みどりの施策の基礎となる仕組みを充実する【拡】

〈内容〉

区のみどりの施策に対する総合的な調査・審議を行う機関として、新宿区みどりの推進審議会を運営します。また、多様な主体との連携や施策の基礎となる調査を実施します。



審議会の検討事項の例
(保護樹木)

〈施策例〉

S みどりの推進審議会の拡充

- ・みどりに関わる重要な事項の拡充と検討をすすめる。
- ・審議会委員の調査活動・視察の支援をすすめる。

S 連携事業推進団体等との協力

- ・エコギャラリー新宿、リサイクル活動センター、エコ事業者連絡会など連携事業を行っている施設や団体等と協力し、多様な主体との連携をすすめる。

A みどりに関する調査の実施

- ・みどりの実態調査を10年ごとに実施する。
- ・自然環境調査を定期的実施する。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

V-5 みどり公園基金を拡充する【拡】

〈内容〉

「みどり公園基金」について、積立金の拡大を推進するとともに、基金の多彩な活用を図ることで、みどりの創出及び保全並びに公園等の充実を進めていきます。



みどり公園基金の活用
の例
(おとめ山公園用地の取得)

〈施策例〉

A みどりの残る貴重な緑地や公園用地の確保

- ・区内の豊かなみどりの残る樹林地の取得や公園の整備に活用する。

A 基金の用地買収・整備費以外への活用

- ・緑化助成金の原資等の利用を検討する。

A 公園における収益の基金への充当

- ・みどり公園基金に、公園における収益（イベントや施設の売上の還元費等）の充当を検討する。

B 気軽にできる寄附環境づくり

- ・区民が小額でも気軽に寄附できる募金制度を検討する。

計画の目標等

緑被

みどり

公園

実感

緑視

新宿らしさ

生物

活用

安全

管理

2. 地域別の展開

「基本方針」、「配置方針」及び「エコロジカルネットワーク」を受け、「行動方針」を各地域に展開するために、地域別に方針を示しその展開を例示しました。

1) 地域の区分

新宿区都市マスタープランでは、住民が身近に感じることができる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本として、区全体を10の地域に区分しています。

地域別の展開では、この10の地域区分を基本として、みどりの観点から特性の似ている地域、みどりの広がりで繋がる地域を統合した次の6つの地域区分を設定します（図3-2）。統合した地域は、[落合第一・第二地域]、[笹塚・榎地域]、[柏木・大久保・若松地域]で、区のみどりの骨格である7つの都市の森が分断されないこと、また、住居系、商業系の土地利用特性やみどりの分布特性が似ている地域のまとまりとしました。

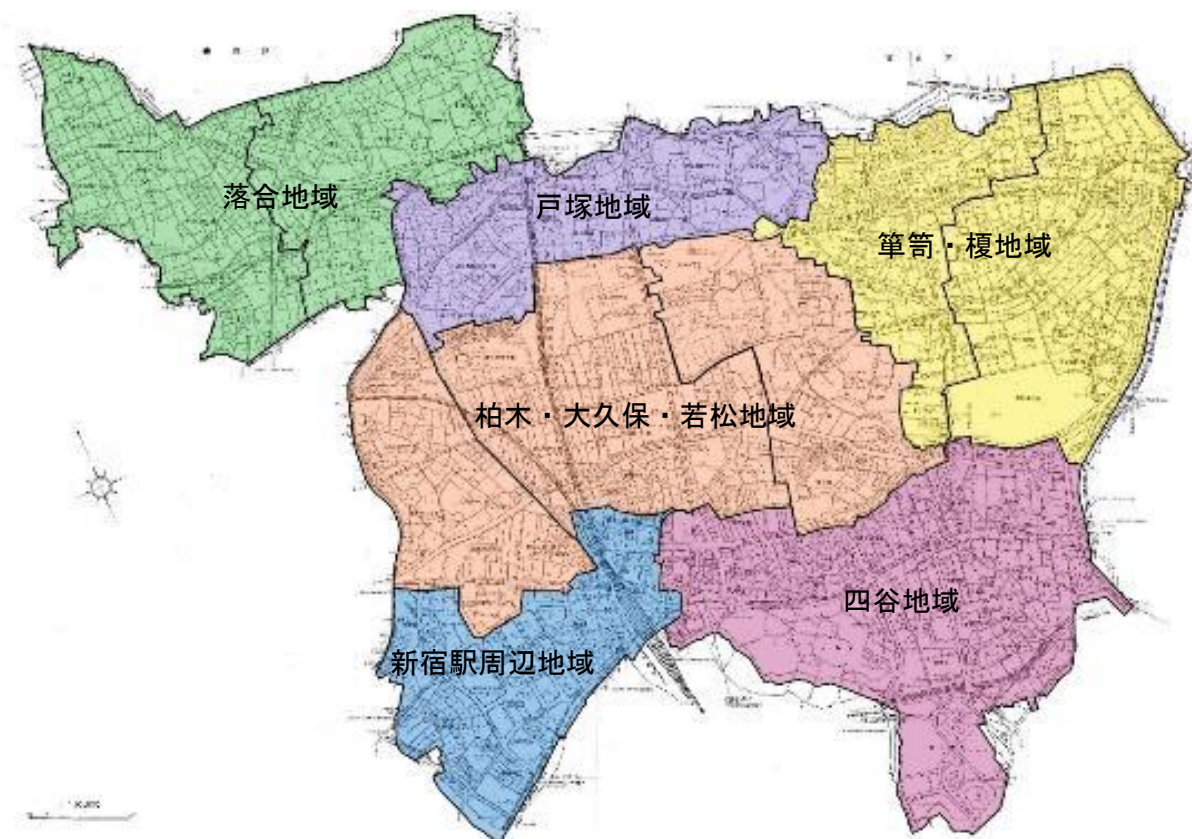


図3-2 みどりの6つの地域区分図

(1) 四谷地域

①みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑被地：73.47ha（緑被率 22.67%）、平成 22 年度より-3.14ha（樹木・樹林-3.31ha、草地+0.22ha、屋上緑地-0.06ha 等）
- ・緑視率：平均 15.48%、全 10 地域の内 7 位と低い
- ・まとまった緑：新宿御苑、明治神宮外苑、外濠、学習院初等科等
- ・公園面積：679,706 m²で、区内公園の約 6 割
- ・主な公園：みなみもと町公園、四谷見附公園、若葉東公園
- ・花の名所：新宿御苑、明治神宮外苑等、規模の大きい名所
- ・みどりの 30 選：⑭四季の道、⑳四谷見附公園のプラタナスと迎賓館前広場、㉑絵画館前の白松となんじゃもんじゃの木、㉒新宿御苑の桜
- ・生物多様性拠点：主要拠点（新宿御苑、みなみもと町公園）、衛星拠点（保護樹林、神社林等）

イ) 地域の将来像

四ツ谷駅周辺、信濃町駅周辺、新宿通り等の駅周辺では、快適な歩行者空間や景観の創出、歩きたくなる風情ある賑わいのまちなみの創出をすすめており、外濠、新宿御苑と明治神宮外苑の「水とみどりの環」と新宿通り、明治通りの「風のみち」周辺景観形成をすすめています。



見えるみどりが少ない商店街
(四谷 1 丁目)

ウ) 課題

公園面積は広いが規模の小さな公園が多く（平均約 400 m²）、遊具が老朽化しています。居住空間、商店街等で見えるみどりが少なく、駅周辺や「軸」を中心とした景観整備が必要です。

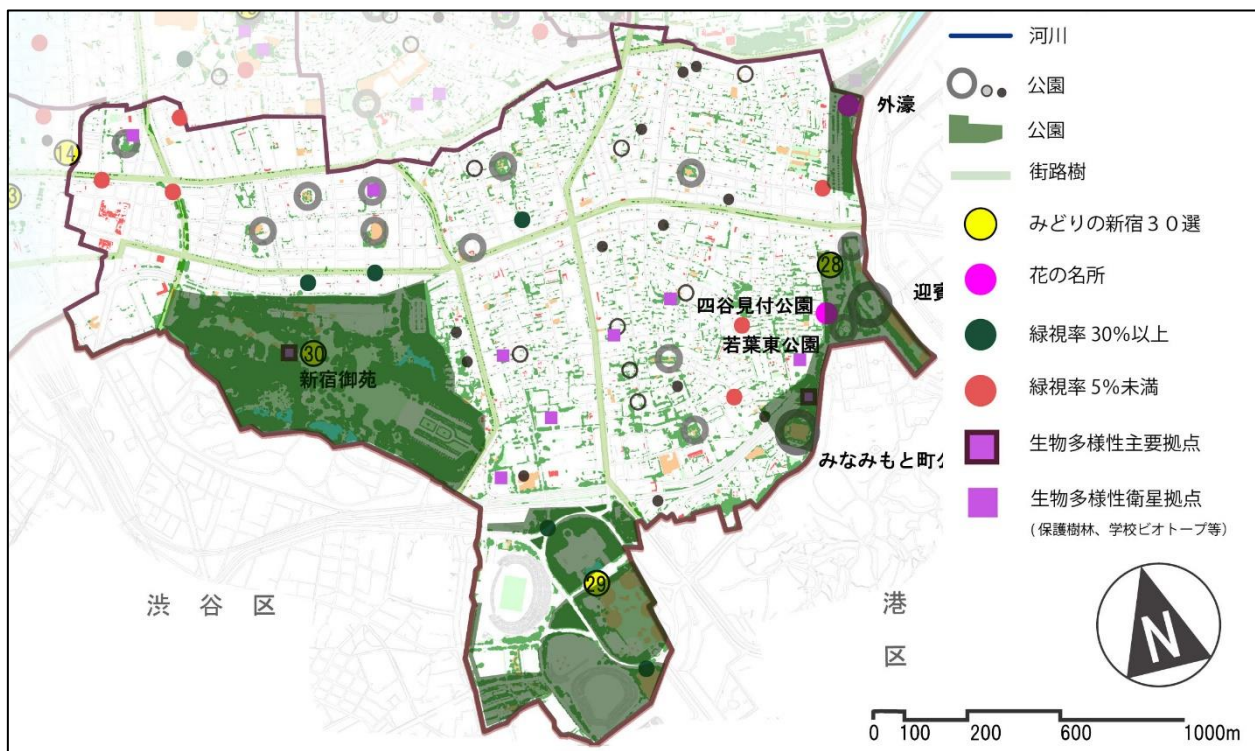


図 3-3 みどりの現況と特徴

②方針

ア) みどりのまちづくりの方針

- ・みどりの骨格の形成「七つの都市の森」：外濠周辺、新宿御苑周辺と明治神宮外苑周辺の大規模公園を核として、散歩道の設定と沿道緑化をすすめます。
- ・みどりの軸の形成「水とみどりの環」「風のみち」：新宿御苑から明治神宮外苑、新宿通りや明治通り、外苑東通りなどを歩きたくなる道として整備をすすめます。
- ・みどりのモデル地区の指定：新宿駅を「屋上緑化等推進モデル地区」に、四谷駅、信濃町駅周辺を「見えるみどりのモデル地区」に指定し、開発、建て替えに際して緑化を誘導します。
- ・歴史と文化のみどりづくり：「玉川上水・内藤新宿分水散歩道」の活用、外濠周辺を「歴史あるおもむき外濠地区」、四谷一丁目の新宿通り北側を「潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区」として、景観まちづくりをすすめます。
- ・開発と連携したみどりづくり：「緑化計画書制度」などを活用し、オープンスペースやみどりの整備をすすめます。
- ・迎賓館、見附公園、四谷1丁目へつながる動線上の住宅や民有地と協定を結び、季節の花を使ったプランターを設置することで、まち中の魅力と回遊性を高めます。

イ) 公園づくりの方針

数多くの歴史・文化的資源と公園が連携を深め、まちを訪れる人が歴史と文化の香りを楽しむとともに、住む人もゆったりと時間を過ごせる「憩いとやすらぎ」の環境を充実します。

ウ) エコロジカルネットワーク

七つの都市の森、公園や神社林を主な拠点とし、街路樹を移動空間として、各拠点と空間の機能を高めます。特に区内の南北をつなぐネットワークを強化するために、南の拠点から防衛省、大日本印刷株式会社のみどりにつながる外苑東通りの緑化や四谷駅前地区第一種市街地再

開発事業によって新たに生まれるみどりの拠点としての活用をすすめます。



民有地のみどり
(信濃町の駐車場緑化)

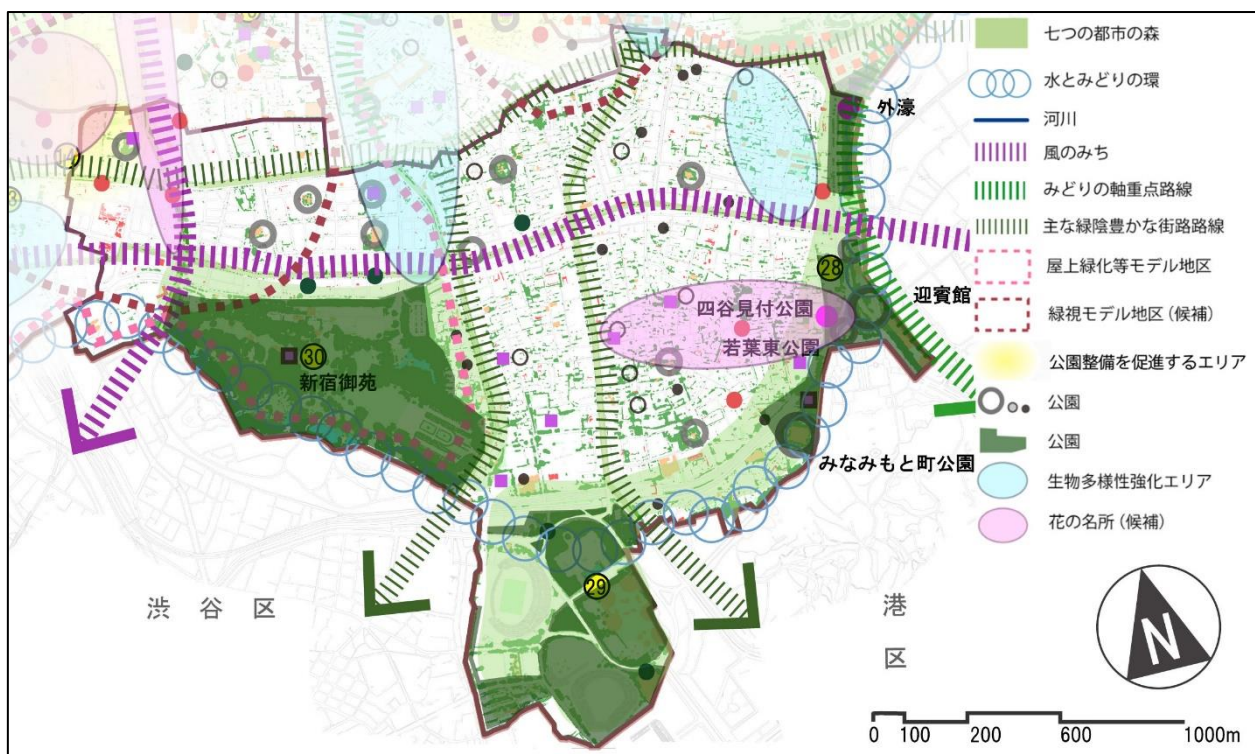


図3-4 地域別方針（四谷地域）

(2) 筆筈・榎地域

①みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑被地：筆筈地域は 34.61ha（緑被率 15.64%）、平成 22 年度より-2.89ha（樹木・樹林-1.68ha、草地-1.08ha、屋上緑地-0.12ha 等）
榎地域は、15.28ha（緑被率 10.98%）、平成 22 年度より-0.96ha（樹木・樹林-0.28ha、草地-0.48ha、屋上緑地-0.19ha 等）
- ・緑視率：筆筈地域は、平均 15.05%、全 10 地域の内 9 位と低い
榎地域は、平均 14.38%、全 10 地域の内 10 位と最も低い
- ・まとまった緑：外濠、鶴巻南公園、白銀公園、早大通りの街路樹、済松寺等
- ・公園面積：30,116 m²で区内公園の約 2.5%
- ・主な公園：鶴巻南公園、白銀公園
- ・花の名所：外濠、矢来公園、中町公園、水野原児童遊園等
- ・みどりの 30 選：②⑩大隈講堂のヒマラヤスギと早大通り、②⑪幸國寺のイチョウ、②⑬牛込第三中学校のイチョウ、②⑭牛込警察署のイチョウとウバメガシ並木（大久保通り）、②⑮（財）日本出版クラブのイチョウ、②⑯神楽坂通りのケヤキ並木、②⑰外濠の桜並木と神楽河岸のせせらぎ
- ・生物多様性拠点：主要拠点（外濠公園を含む外濠緑地）、衛星拠点（保護樹林、斜面・神社林等）

イ) 地域の将来像

地域の特徴である外濠や神田川の水辺や坂道等の自然の地形を活かし、人々が生き生きと生活、生産していけるまちづくりと大名屋敷が点在していた時代から受け継がれ、積み重ねられた魅力を織り込みながら、江戸文化の「粋」を感じさせるまちづくりをめざしています。

ウ) 課題

緑被率と緑視率ともに区内で最も低く、1ha 以上で中核となる公園が不在しています。



1ha 以上の中核となる公園
(矢来公園)

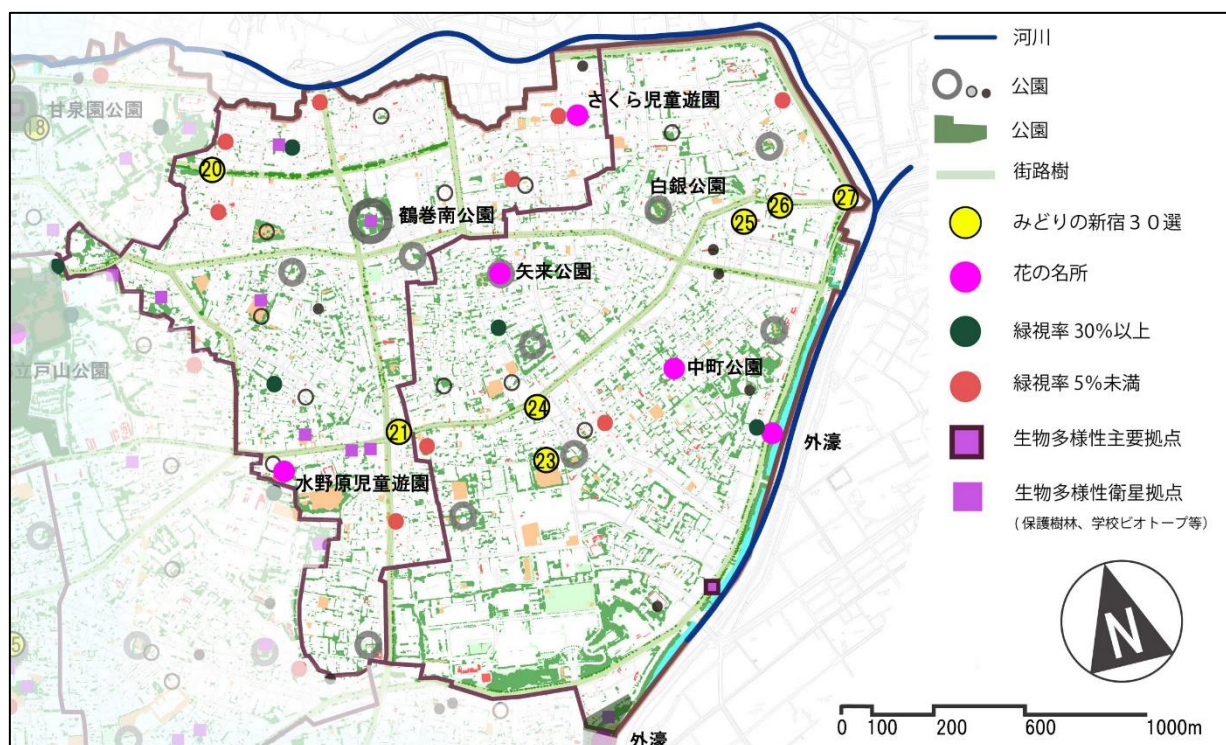


図 3-5 みどりの現況と特徴

②方針

ア) みどりのまちづくりの方針

- ・みどりの骨格の形成：「水とみどりの環」である外濠、神田川を区民が楽しめる施設として整備し、「七つの都市の森」である外濠は、「区民ふれあいの水辺」としての利用を検討します。
- ・みどりの軸の形成：外濠通りや大久保通り、外苑東通りや早大通りなどの街路樹の充実や早稲田通り等の幹線道路沿道の良好なみどりによる景観づくりをすすめます。
- ・みどりのモデル地区の指定：笹塚地域を中心に、生垣や高木の植栽、草花による緑化を推進する「見えるみどりのモデル地区」として指定を行います。
- ・歴史と文化のみどりづくり：漱石山房記念館、夏目坂通りでの景観まちづくりを進めます。
- ・拠点となるみどりづくり：公園利用域の隙間の多い地域に地域の核となる公園の確保を検討するとともに、公園の再整備や寺社等の公園的空間を積極的に活用します。
- ・周辺地域に存在する規模の大きい公園や緑地、河川へつながる道を対象に季節の花による接道緑化をすすめ、花道の名所とします。笹塚・榎地域は、新宿みどりの30選の秋の名所が多いので、地域の花色を黄色とし年中黄色の花でつながるまちとします。

イ) 公園づくりの方針

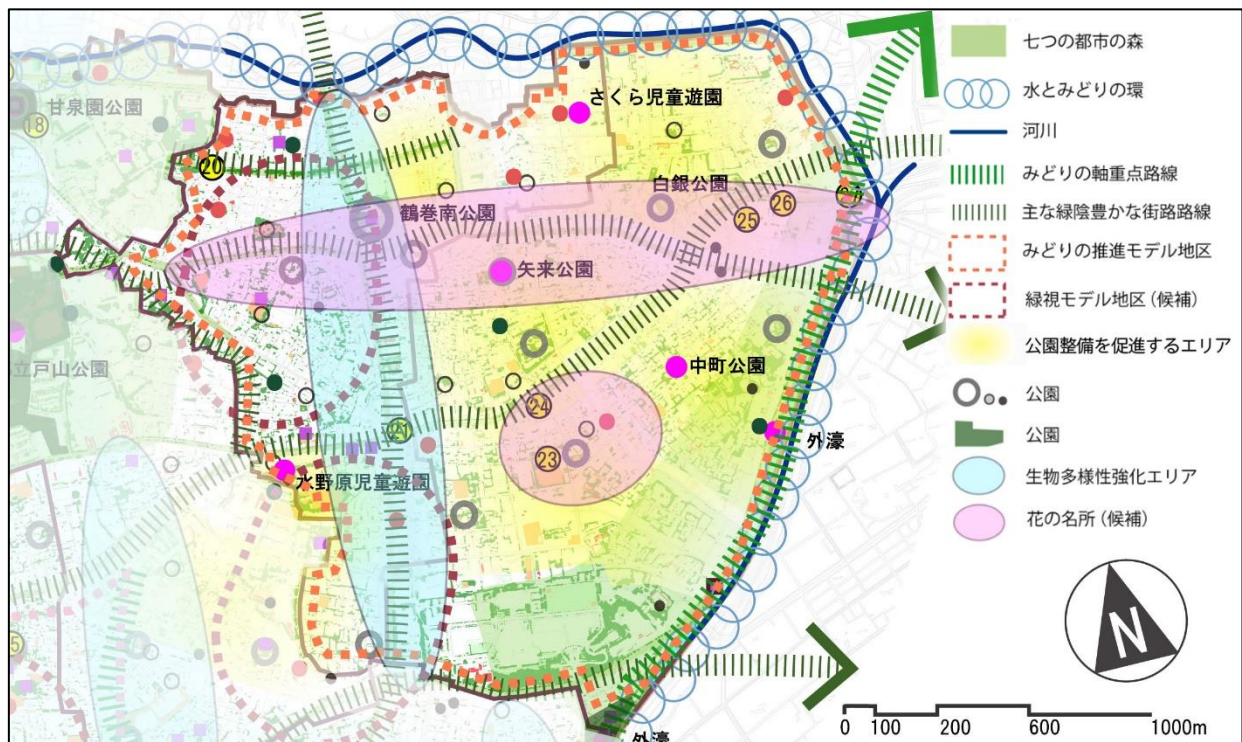
寺社、坂道、路地等のまちの歴史を活かし、災害に強いまちづくりを支えるオープンスペースとなる公園の確保、公園に準ずる機能を持つ空間との連携を進め、身近に公園があり、憩えるまちを目指す。

ウ) エコロジカルネットワーク

外濠公園を含む外濠緑地と戸山公園と大隈庭園をつなぐ東西のネットワークを地域の斜面林や神社林、街路樹を移動空間として、ネットワーク機能を高めます。



花による接道緑化
(神楽坂周辺)



(3) 若松・大久保・柏木地域

①みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑被地：若松地域は、36.02ha（緑被率 23.12%）、平成 22 年度より 0.56ha 増加（樹木・樹林 1.02ha、草地－0.78ha、屋上緑地 0.33ha など）
大久保地域は、31.23ha（緑被率 15.13%）、平成 22 年度より 1.43ha 増加（樹木・樹林 2.89ha、草地－1.32ha、屋上緑地－0.15ha など）
柏木地域は、15.68ha（緑被率 12.33%）、平成 22 年度より 0.56ha 減少（樹木・樹林 0.67ha、草地－1.39ha、屋上緑地 0.16ha など）
- ・緑視率：若松地域は、平均 18.24%、全 10 地域の内 4 位
大久保地域は、平均 15.48%、全 10 地域の内 7 位
柏木地域は、平均 20.86%、全 10 地域のうち 3 位
（3 地域の平均は、平均 18.19%で区全体の平均値に近い）
- ・まとまった緑：戸山公園、百人町ふれあい公園等
- ・公園面積：243,132 m²で区内公園の約 2 割
- ・主な公園：戸山公園、北新宿公園、北柏木公園、富久さくら公園
- ・花の名所：戸山公園、西武鉄道線路脇等
- ・みどりの 30 選：⑦西戸山幼稚園のどんぐりの木、⑧百人町ふれあい公園、⑨北新宿公園のイヌザクラ、⑮西向天神の森、⑯新宿コスミックセンター横の通り、⑰戸山公園（箱根山・大久保地区）
- ・生物多様性拠点：主要拠点（戸山公園）、衛星拠点（東戸山小学校、保護樹林、神社林等）

イ) 地域の将来像

多文化共生のまち、誰にもやさしい元気のあるまちを将来像とし、西早稲田駅周辺を生活拠点として、周辺と連携、活力あるみどり豊かで歩きたくなるまちづくりを進めています。

ウ) 課題

戸山公園以外には、大きな公園が無く、拠点となる公園の特徴づけとネットワークによる公園利用の促進が必要です。

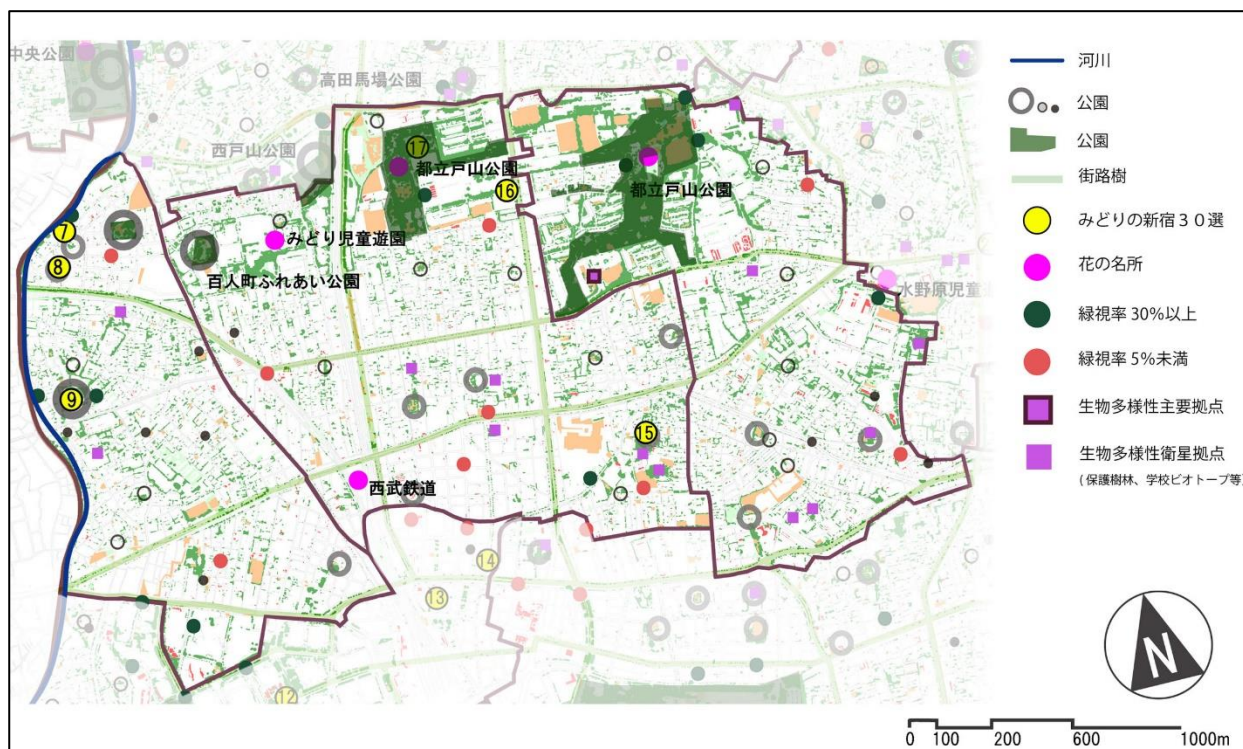


図 3-7 みどりの現況と特徴

②方針

ア) みどりのまちづくりの方針

- ・みどりの骨格の形成「七つの都市の森」：戸山公園を核として、西早稲田駅周辺の教育機関と連携しみどりの充実を促進し、生物の生息にも配慮した環境の充実を図っていく。
- ・みどりの軸の形成「水とみどりの環」「風のみち」：神田川護岸緑化の推進とみどりあふれる親水性に配慮した散歩道の充実、明治通り、環状4号線などの街路樹の充実を図る。
- ・みどりのモデル地区の指定：新宿駅から広がる商業地域に「屋上緑化等推進モデル地区」を指定し、開発、建替えに際して屋上緑化、壁面緑化を誘導する。
- ・歴史と文化のみどりづくり：ツツジの名所であった歴史を大切にし、地域内の公共施設や公園等にツツジを植えるなど「大久保つつじ」を活かしたみどりのまちづくりをすすめる。
- ・拠点となるみどりづくり：公園利用域の隙間の多い地域に地域の核となる公園の確保を検討するとともに、公共施設や寺社、オープンスペース等の公園的空間としての活用を図る。
- ・開発と連携したみどりづくり：市街地再開発事業の広場等により確保されるオープンスペースと、環状4号線の整備を契機とし、豊かな緑の創出と地域の防災性の向上を図る。
- ・地域の中央に大きな公園やみどりが無いため、南北にある大規模公園へつながる道路を花道の名所として整備をすすめます。さらに、路地が多い地域の特性を活かし、住宅や民有地と協定を結び路地の花道づくりをすすめます。

イ) 公園づくりの方針

区の七つの森の一つである戸山公園の充実、水とみどりの環である神田川沿いの歩行路の充実、歩いて楽しめる拠点となる公園の整備を進める。

ウ) エコロジカルネットワーク

新宿御苑、新宿中央公園と戸山公園、東戸山小学校をつなぐ南北のネットワークを保護樹林や、神社林、明治通りの街路樹を移動空間として、機能を高めます。



明治通り上の壁面緑化
(早稲田大学周辺街路)



図3-8 地域別方針（若松・大久保・柏木地域）

(4) 戸塚地域

①みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑被地：30.45ha（緑被率 17.34%）、平成 22 年度より 0.9ha 増加
（樹木・樹林 2.28ha、草地－1.18ha、屋上緑地－0.20ha 等）
- ・緑視率：平均 16.38%、全 10 地域の内 6 位であるが、区の平均より約 2%低い。
- ・まとまった緑：西戸山公園、高田馬場公園、甘泉公園、早稲田大学、諏訪神社、茶道会館等
- ・公園面積：47,934 m²で区内公園の約 0.4 割
- ・主な公園：西戸山公園、高田馬場公園、甘泉公園等
- ・花の名所：甘泉園公園、高田馬場公園等
- ・みどりの 30 選：⑱甘泉園公園の紅葉と雪吊り、⑲神田川遊歩道の桜並木（西早稲田・北新宿・高田馬場地区）
- ・生物多様性拠点：主要拠点（甘泉園公園）、衛星拠点（保護樹林、斜面地の公園や学校、神社林等）

イ) 地域の将来像

歴史的・文化的資源の掘り起こしや環境づくりを進め、みどりの多い品格のあるまち、障害者、高齢者、子どもなど誰もが住み良い、潤いのある安全・安心のまちをめざしています。



地域の核となる公園
(甘泉園公園)

ウ) 課題

300～400 m²程度の小さい公園が多いため、地域の核となる公園の確保が必要です。

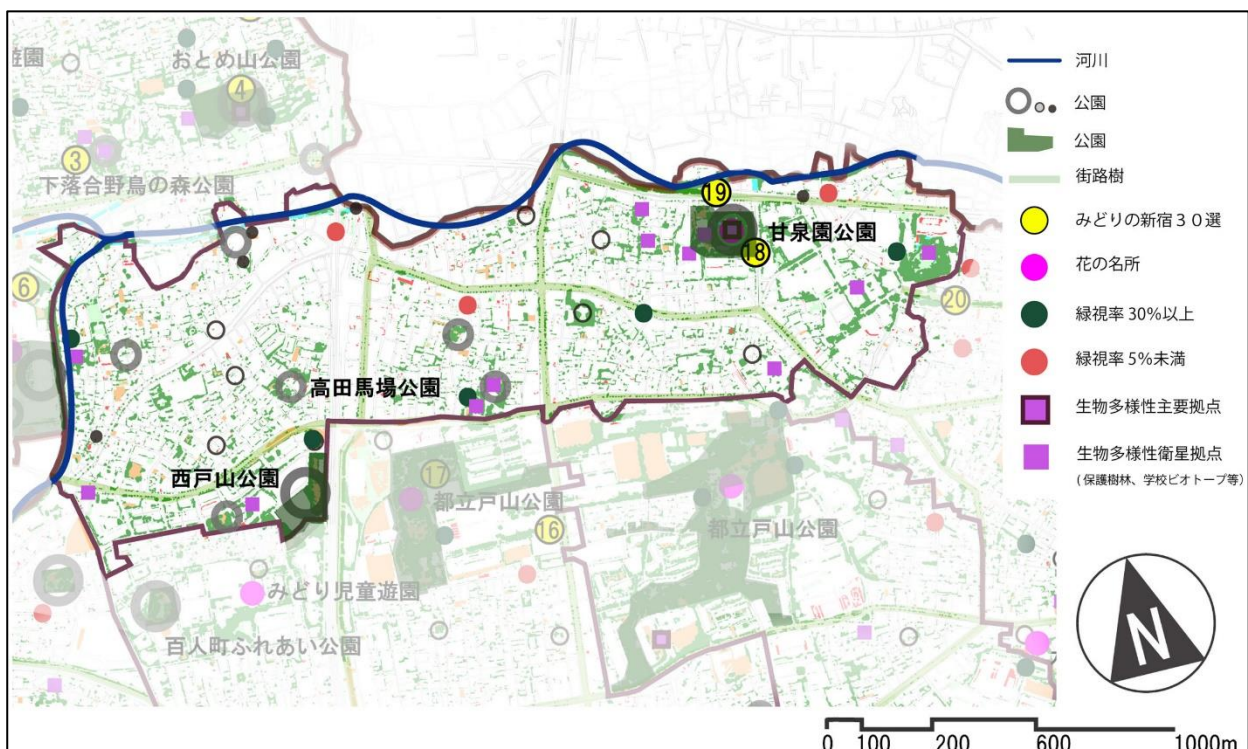


図 3-9 みどりの現況と特徴

②方針

ア) みどりのまちづくり

- ・みどりの骨格の形成「七つの都市の森」：早稲田大学周辺など大規模緑地を核として、みどりの保全と充実に促進する。
- ・みどりの軸の形成「水とみどりの環」「風のみち」：神田川遊歩道の整備、グリーンシンボルロードに位置づけた補助 72 号線や明治通りなどを緑量のある街路樹として整備する。
- ・拠点となるみどりづくり：公共施設や大学などの地域に開放される緑地の有効利用を検討していく。また、神田川の親水化、アプローチ整備のほか「神田川河川公園構想」に基づき、水とみどりに親しめる公園の整備をすすめる。
- ・地域の中央に大きな公園やみどりが無いが地域全体が大規模公園や緑地、河川に覆われています。東西をつなぐ早稲田通りと南北をつなぐ明治道路の花を用いた接道緑化をすすめます。そして、坂道の路地が多い地域の特性を活かし、民有地と協定を結び季節の色のある斜面緑化をすすめます。

イ) 公園づくりの方針

遊び、憩いの場となる小さな公園の個性を高め、より利用しやすい公園づくりや周辺の福祉施設を考慮した誰もが使いやすい身近な公園づくりをすすめる。

ウ) エコロジカルネットワーク

地域周辺にあるおとめ山公園、戸山公園と甘泉園公園をつなぐネットワークを保護樹林や神社林、神田川や明治通りと早稲田通りの街路樹を移動空間として、その機能を高めます。



ツツジによる坂道の緑化（例）
（早稲田 3 丁目）



図 3-10 地域別方針（戸塚地域）

(5) 落合地域

①みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑被地：落合第一地域は、30.84ha（緑被率 19.43%）、平成 22 年度より 0.06ha 増加（樹木・樹林 0.86ha、草地－0.82ha、屋上緑地 0.01ha 等）
落合第二地域は、23.06ha（緑被率 14.91%）、平成 22 年度より -2.84ha 減少（樹木・樹林－2.06ha、草地－0.88ha、屋上緑地 0.11ha 等）
- ・緑視率：落合第一地域は、平均 18.09%、全 10 地域の内 5 位
落合第二地域は、平均 21.83%、全 10 地域の内 2 位と高い
- ・まとまった緑：おとめ山公園、下落合野鳥の森公園と薬王院のみどり、落合中央公園、妙正寺川公園、せせらぎの里等
- ・公園面積：98,124 m²で区内公園の約 0.8 割
- ・主な公園：おとめ山公園、下落合野鳥の森公園等
- ・花の名所：落合公園、落合中央公園、神田川の桜等
- ・みどりの 30 選：①林芙美子記念館と四の坂、②西坂公園の桜と西坂、③薬王院のぼたん・しだれざくらと下落合野鳥の森、④おとめ山公園、⑤下落合二丁目の路傍樹（けやき）、⑥せせらぎの里
- ・生物多様性拠点：主要拠点（おとめ山公園、下落合野鳥の森公園）、衛星拠点（保護樹林、斜面地の公園や学校、神社林等）

イ) 地域の将来像

良好な低層住宅地が広がる地域であり、大正、昭和初期からの歴史、文化を踏まえ、貴重な住環境を保全、くつろぎがある住み続けたい、みどり豊かなまちをめざしています。

ウ) 課題

樹林や草地の減少への対策や落合第二地域での核となる大きな公園の確保が必要です。



地域での核となる大きな公園
（おとめ山公園）

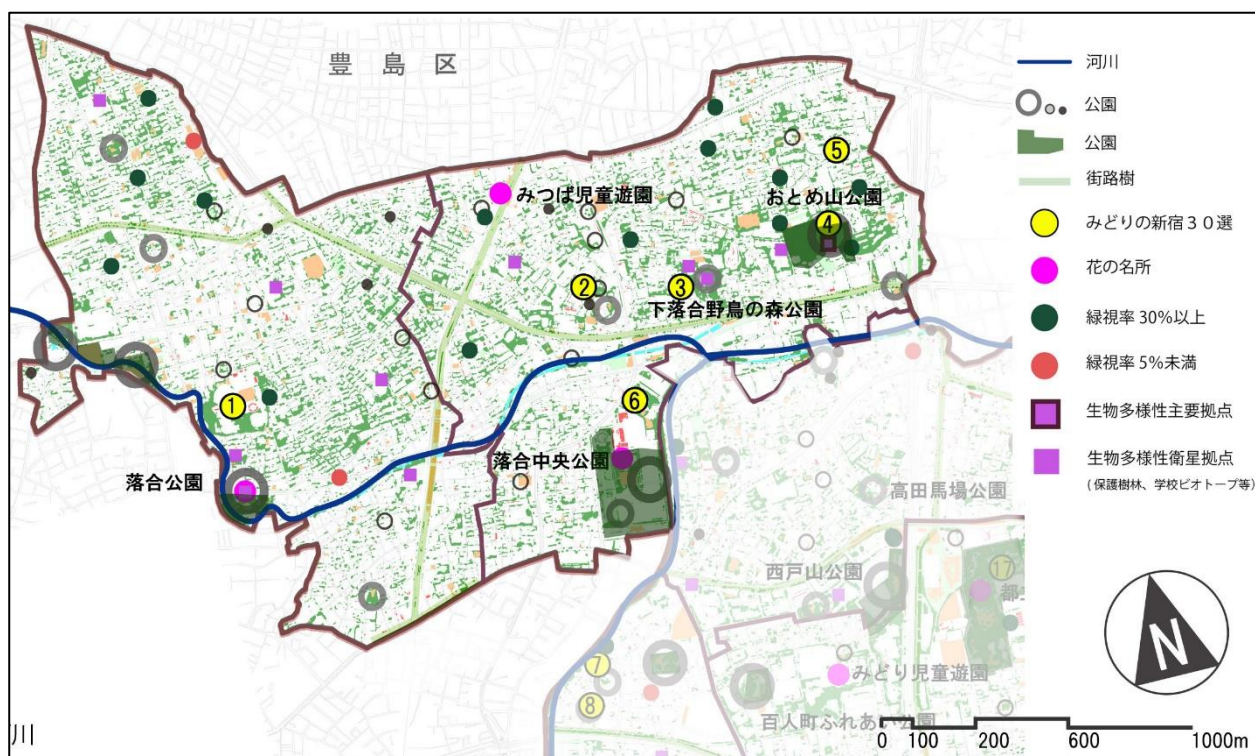


図 3-11 みどりの現況と特徴

②方針

ア) みどりのまちづくりの方針

- ・みどりの骨格の形成「七つの都市の森」：落合斜面緑地や住宅地等まちのみどりを守り、増やし、充実するため、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討する。
- ・みどりの軸の形成「水とみどりの環」「風のみち」：神田川及び妙正寺川を景観、親水性に配慮した散歩道の充実、山手通りなどの街路樹の充実を図る。
- ・みどりのモデル地区の指定：落合斜面緑地のみどりの保全と充実をすすめるため、地区計画と合わせて、「みどりの保全モデル地区」の指定を検討する。
- ・拠点となるみどりづくり：おとめ山公園の地域拠点としての活用と落合斜面緑地のみどりの保全、拡充を図ると共に、広く新宿区民の散策・遊び・体験の機会を創出する。
- ・地域に大きな公園が無いが、斜面林や住宅地の緑地が多い地域の特性を活かし、住宅や民有地と協定を結び、住宅のみどりと花色のあるまちの名所づくりをすすめます。

イ) 公園づくりの方針

斜面緑地や自然林の保全の推進、おとめ山公園、下落合野鳥の森公園等を活用し、区民が身近に自然を感じられる場の充実をすすめる。

ウ) エコロジカルネットワーク

おとめ山公園、斜面地の公園や学校、神社林を中心とする拠点、神田川や街路樹を移動空間とし、各拠点と空間の機能を高める。広域的観点からは、区の東側にある江古田の森公園までのネットワークを考慮し、神田川上の緑化を強化します。



住宅地での花の名所（例）
（中井2丁目）

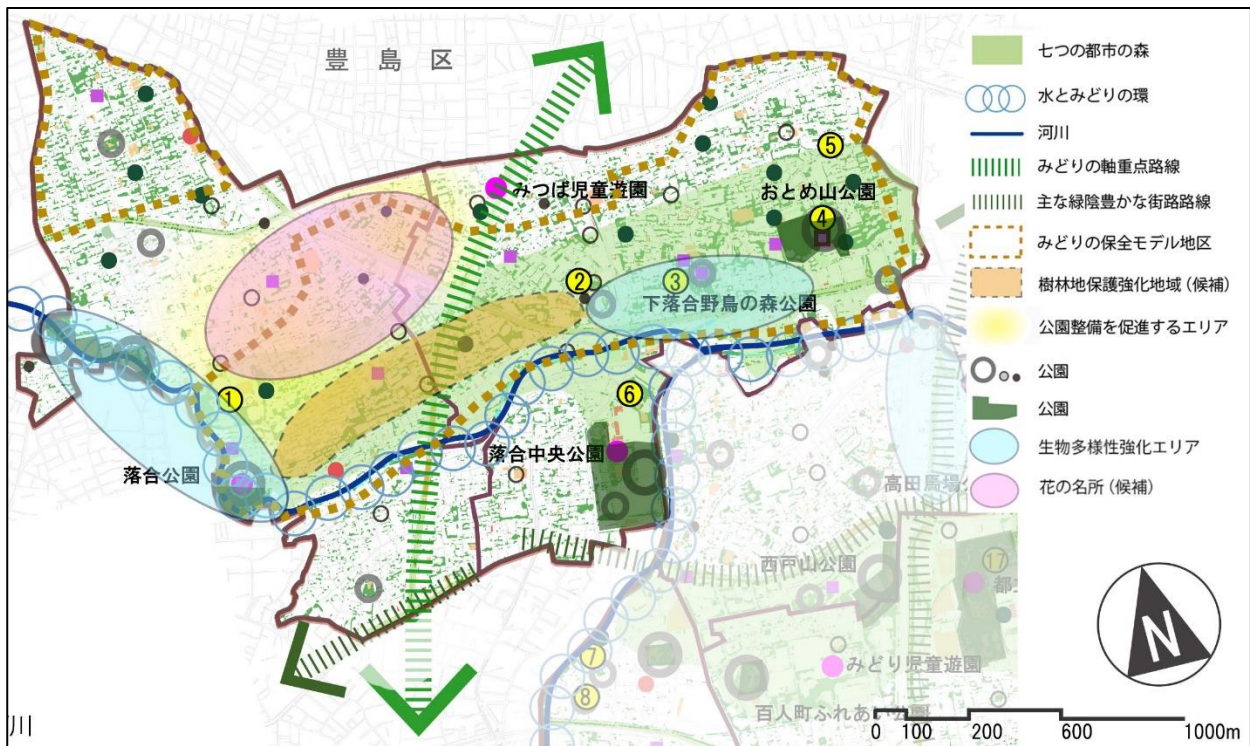


図3-12 地域別方針（落合地域）

(6) 新宿駅周辺地域

①みどりの現況と特徴

ア) みどりの現況

- ・緑被地：28.5ha（緑被率 17.55%）、平成 22 年度より 0.46ha 増加
（樹木・樹林-0.69ha、草地 0.87ha、屋上緑地 0.28ha など）
- ・緑視率：平均 22.69%、全 10 地域の内 1 位で、平均より約 4.5%高い
- ・まとまった緑：新宿中央公園等
- ・公園面積：92,478 m²で区内公園の約 0.7 割
- ・主な公園：新宿中央公園、大久保公園、新宿遊歩道公園
- ・花の名所：新宿中央公園
- ・みどりの 30 選：⑩新都心北通りのケヤキ並木、⑪新宿中央公園の高遠コヒガンザクラ、⑫京王プラザホテルの雑木林、⑬新宿駅東口広場とモア街のケヤキ（新宿モア四番街）、⑭四季の路（新宿遊歩道公園）
- ・生物多様性拠点：主要拠点（新宿中央公園）、衛星拠点（保護樹林、小学校や神社林等）

イ) 地域の将来像

生活・文化・商業・遊びの空間を「輪（わ）」状につなげ、人波がしなやかに流れるようにするとともに、人と人がふれあい「和（わ）」みあるまち、環境に配慮した「環（わ）」境にやさしいまちをめざしています。



生物の移動路となる街路樹
（西新宿 2 丁目）

ウ) 課題

ふれあいの場となるオープンスペースや公園の確保、まちをつなぐ輪となる歩行空間の快適さや回遊性の確保、新宿駅周辺での緑視率の確保が必要です。

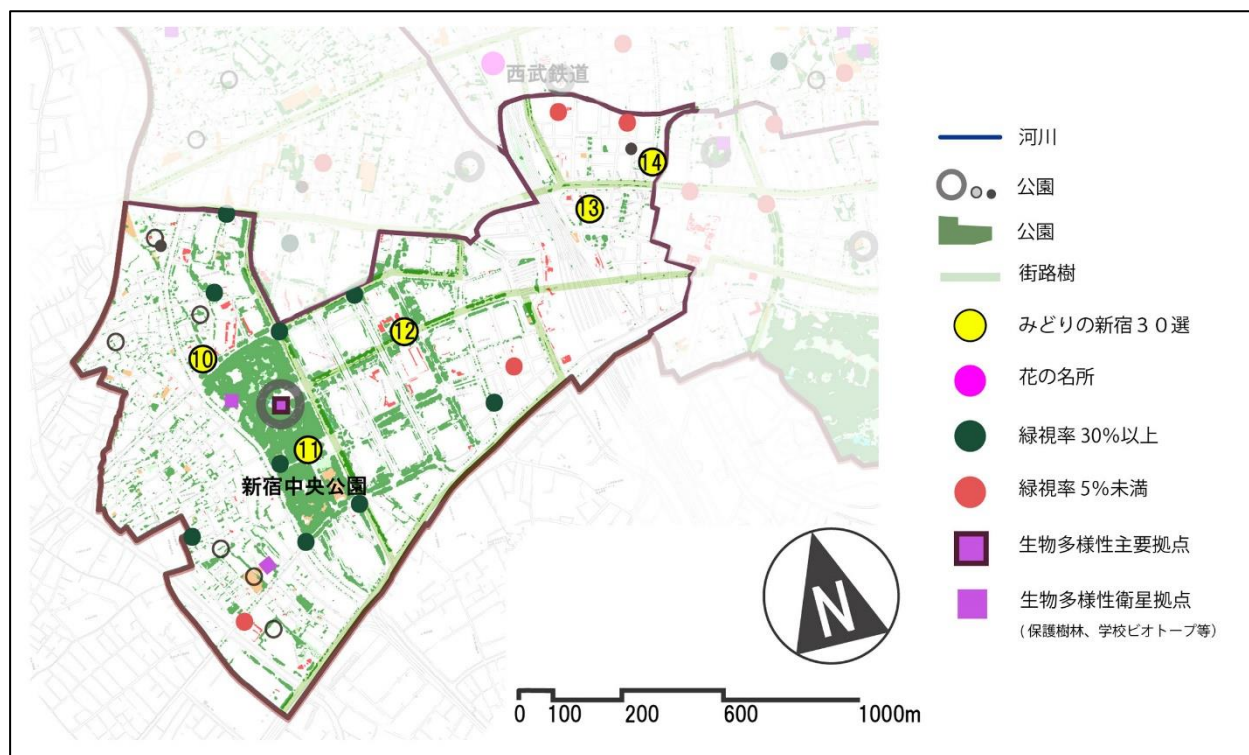


図 3-13 みどりの現況と特徴

②方針

ア) みどりのまちづくりの方針

- ・みどりの骨格の形成「七つの都市の森」：新宿中央公園は都心のオアシスとしてみどりを充実し、多くの人の利用促進を図る。
- ・みどりの軸の形成「水とみどりの環」「風のみち」：新宿通りや中央通り、山手通りなどのみどりや歩行者空間の充実を図る。
- ・みどりのモデル地区の指定：商業地域に「屋上緑化等推進モデル地区」を指定し、開発、建替えに際して屋上緑化、壁面緑化を誘導する。
- ・開発と連携したみどりづくり：西新宿の再開発地域を中心に緑化計画書制度や東京都の都市開発諸制度などを活用しオープンスペースやみどりの創出をすすめるとともに、公開空地や屋上・壁面等の連携による魅力的な景観の形成やハンギングバスケット等の新宿花いっぱい運動をすすめる。
- ・新宿駅の西口から新宿中央公園につながる道路の緑化と合わせて、オフィスや商業施設、百貨店などの民間の参加も含めた花道づくりをすすめます。

イ) 公園づくりの方針

新都心エリアの特性を活かしながら、まちの様々な活動の拠点となり、人々を魅了する都市の活力、文化を生み出す源となる公園づくりをすすめる。

ウ) エコロジカルネットワーク

新宿中央公園を中心拠点とし、高層ビルや街路樹を生物の移動空間とし、各拠点との機能を高めます。特に新宿駅を中心に西側から東側までの飛行動物のネットワークをビルの屋上緑化や壁面緑化などで強化していきます。広域的には、南側にある明治神宮へつながる道路緑化の充実をすすめます。



歩道に接している民有地の花壇
(西新宿2丁目)



図3-14 地域別方針（新宿駅周辺地域）